

平成 15 年度

交通事故被害者支援事業報告書

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）

交通安全対策担当

ま え が き

平成15年中の交通事故による死者数は7,702人であり、昭和32年以来46年ぶりに7千人台まで減少するに至ったものの、発生件数及び負傷者数はともに増加の傾向に転じています。新たな交通事故被害者が日々増加し続ける中、交通事故は、いつ我が身に振りかかってもおかしくない非常に身近な出来事と言えます。そして、ひとたび交通事故に遭遇すれば、被害者や遺族の方々は深い悲しみや辛い体験を長い間抱えながら生活することになり、その回復には多方面からのきめ細かな支援が必要となります。しかし、まだ被害者支援の枠組みが十分に整備されているとは言えない状況にあります。

そこで、内閣府では、国民が互いに支えあう、安全で安心できる交通社会の実現を目指し、新たに交通事故被害者支援事業を実施しました。

本事業によって、一人でも多くの交通事故被害者が回復に向け再び歩み出すことができるようになれば幸いです。

最後に、本事業に御尽力いただいた委員の先生方や関係各位には、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

平成16年3月

内閣府政策統括官(総合企画調整担当)付

参事官(交通安全対策担当) 二見 吉彦

平成15年度
「交通事故被害者支援事業運営委員会」委員名簿

役 職 等	氏 名
常磐大学人間科学部教授	委員長 富 田 信 穂
被害者遺族	井 上 郁 美
(社)被害者支援都民センター事務局長	大久保 恵美子
国立精神・神経センター 精神保健研究所 成人精神保健研究室長	中 島 聡 美
内閣府政策統括官(総合企画調整担当)付 参事官(交通安全対策担当)	二 見 吉 彦

目 次

第 1 章 平成 15 年度事業の概要	1
目的	1
事業の概要.....	1
まとめ.....	3
第 2 章 研修教材等開発事業	4
研修教材等開発事業の概要	4
研修教材等開発事業小委員会での経緯.....	4
交通事故被害者の支援 - 担当者マニュアル - 要約.....	5
第 3 章 パートナーシップ事業	24
第 1 節 自助グループ立上げの支援	24
総論	24
立ち上げ	25
第 2 節 ネットワーク機能の検討	33
交通事故被害者支援におけるネットワーク化と自助グループ	33
交通事故被害者自助グループの今後の課題.....	39
第 4 章 パイロット事業	41
はじめに	41
調査の目的および方法	42
NOVA の概要.....	44
NOVA の「危機応答チーム」の活動の歴史.....	47
「危機応答チーム」の活動の実際	48
NOVA による「危機応答チーム」の訓練課程.....	59
NOVA の「基礎危機応答訓練」の実際.....	60

第1章 平成15年度事業の概要

目的

増え続ける交通事故により、毎年多数の被害者や遺族が生じている現状を踏まえ、第7次交通安全基本計画では、「被害者対策の充実」を新規・重点項目の一つに特記し対策の充実を図っている。これに基づく政府の取組としては、すでにいくつかの行政機関が支援を提供しているが、相互連携の枠組みが必ずしも整備されておらず、また、行政が提供するに適さない支援活動も多い（精神的な立ち直り、家事育児の援助等）ことから、被害者の要望に応じた十全な支援がなされるには至っていない。しかし、この点について、近年、交通事故の被害者自身による自助グループや専門相談員を擁する民間被害者支援組織が各地に誕生しつつあることから、これらと連携し、全体としての支援サービスを質量ともに向上させることが可能な状況になりつつある。

内閣府では、平成14年度に「交通事故の被害者に関する調査研究」を実施し、その結果、交通事故の被害者や遺族は、身体的苦痛、精神的ショックはもとより、経済的な負担、家事や育児の負担、介護や看病の負担など多様な困難に直面し、周囲からの支援を希望していることが明らかになっている。

本事業は、交通事故の被害者の支援に関し、被害者支援に関するリソースの充実、関係行政機関及び民間被害者支援組織等を相互につなぐネットワーク機能の検討等を行うことにより、支援の高度化を図り、国民が互いに支えあう、安全で安心できる交通社会を形成することを目的としている。

事業の概要

平成15年度においては、以下の事業を行った。

研修教材等開発事業

交通事故被害者支援担当者（交通事故相談員、NPOの相談員、支援ボランティア等）を対象として、その高度化を図るため、主に精神的被害について記載した支援担当者用訓練教育教材『交通事故被害者の支援 - 担当者マニュアル - 』を作成した。

本書を関係省庁、関係団体及び全国の交通事故被害者援助組織等に送付し、活用することにより、精神的被害を受けた方への適切な対応が図られることが期待される。

パートナーシップ事業

どこでも誰もが安全で安心な暮らしができるようにするため、地域社会におけるNPO等による被害者支援の裾野を広げるとともに、パートナーシップの形成を図り、被害者支援の充実を目指す。

自助グループの立ち上げ支援

石川被害者相談室及び(社)いばらき被害者支援センターにおける自助グループの立ち上げを支援した。

具体的には、本委員会委員を中心に、各支援担当者に対して事前研修を行い、2回の自助グループ開催に参加し、フォローアップも行った。

本事業を通じて、被害者の方の精神的被害に対して、自助グループの果たす役割の大きさを確認することができたが、同時に、支援担当者にとっては精神的負担が非常に大きいという意見も多く、今後の課題として対応する必要がある。

平成16年度においても同様の支援事業を行う予定であるが、併せて、立ち上げを支援した自助グループについてのフォローも予定している。

自助グループのネットワーク機能についての検討

自助グループの現状としては、それぞれが個々で活動しており、組織数、具体的活動内容等を総括している組織が存在しない状況であり、ネットワーク機能を有しているとは言い難い状況である。

しかしながら、多種多様にわたる被害者の直面する問題に対応するためには、個々の自助グループでは困難であり、自助グループ同士の連携、さらには、各関係機関も含めたネットワークを形成することが重要であるため、その検討を行った。

ネットワーク形成のためには、まず年間を通じて活動一般を総括する事務局の確保が望まれ、その上で、定期的な研修・シンポジウム等の開催、インターネットを活用した意見交換等を行うことが必要であると思われる。

パイロット事業

交通事故被害者支援に関する海外の先駆的な研究あるいは実践活動についての情報を収集し、国内に還元するため、米国のNOVA(National Organization for Victim Assistance:全米被害者支援機構)におけるCRT(Crisis Response Team:危機応答チーム)研修に専門家を派遣した。

今後は、この成果を我が国の交通事故被害者支援事業に活かす方策を検討するとともに、参考となり得る海外の事例をさらに研究する予定である。

まとめ

平成 15 年度に実施した上記事業の成果は以下の各章に詳細に記載しているとおりである。この成果を活かして、平成 16 年度以降も本事業を継続実施することにより、多様な支援を必要とする交通事故の被害者に対し、行政と民間（NPO等）が連携して、それぞれの特徴に応じた最適な支援を総合的に実施することが可能となる。また、石川県及び茨城県における自助グループ立ち上げ支援の取り組みを全国に還元することにより、その他の地域において自主的な取り組みが実施されることが期待される。

第2章 研修教材等開発事業

研修教材等開発事業の概要

本事業においては、研修教材等開発小委員会を設置し、研修教材としてふさわしいテーマ、内容、構成等について検討を重ねた。

これまでの交通事故に関する相談事業が、刑事司法、損害賠償など、手続き的なものが主体となっている現状に鑑み、平成15年度においては、精神的問題をテーマにした「交通事故被害者の支援 - 担当者マニュアル - 」を作成することとした。

本書は、被害者の受ける精神的被害等について、広く、わかりやすく解説しており、各都道府県等が設置する交通事故相談所などの公的機関のみならず、NGO、支援ボランティア及び自助グループなど、交通事故の被害者に接する機会の多い方に配布することにより、多様な支援を必要とする被害者の方に対する精神的支援のマニュアルとして、有効に活用して頂きたい。

研修教材等開発事業小委員会での経緯

第1回 平成15年9月16日(火)

第2回 平成15年12月8日(月)

第3回 平成16年3月3日(水)

第1回運営委員会(以下「委員会」という。)で精神的な問題をテーマとすることが決定しており、第1回研修教材等開発小委員会(以下「小委員会」という。)では、各章ごとの概略資料について、検討や調整を行った。

第2回委員会では、第1回小委員会議事録、各委員提出の原稿、テキストの名称、表紙及び裏面等について検討を行った。

第3回委員会では、第2回小委員会議事録、再校原稿、今後の日程等について検討を行った。

交通事故被害者の支援 - 担当者マニュアル - 要約

第1章 総論

第2章 交通事故被害者の実態

第3章 交通事故が被害者に与える精神的影響

第4章 交通事故被害者の直面する精神的課題への治療・対応

第5章 交通事故被害者支援関係者の対応

第6章 交通事故被害者および家族・遺族の会の役割

第7章 交通事故被害者支援の具体例

参考文献

第1章 総論

．はじめに

．交通事故をめぐる諸問題

．刑事事件をめぐる問題と被害者に対する支援

．民事事件をめぐる問題と交通事故被害者に対する支援

．交通事故被害者の受ける精神的打撃と交通事故被害者への支援

．今後の課題

．はじめに

交通事故の発生に伴い、被害者（本書では、原則として「被害者」には、被害者本人とその遺族や家族を含むものとする。以下同じ。）は、さまざまな困難な問題に直面し、身体的、精神的、経済的に大きな打撃を受ける。本書はそれらの問題のうち、特に精神的な問題を取り上げ、その実態を明らかにすると同時に、対応について論じるものである。とりわけ被害者が打撃から回復するには、どのような支援が必要であるか、また実際にどのような支援が行われているのかについて、詳しく説明する。

交通事故の被害者の直面する問題と打撃は、犯罪被害者が直面するものと同じように極めて大きなものであるから、被害者の自助努力のみに委ねることは適当ではない。そこで、本人の自己決定を尊重しながら、本人自らの問題解決や立ち直りを支援することが必要となる。従来このような支援は、家族や地域に委ねられていたが、それも次第に困難になってきている。そこで、何らかの公的な被害者支援のための枠組みや制度を整備することが重要になる。被害者の直面する問題のうち、身体的問題や経済的問題は次第に充実してきているが、精神的問題について本人の立ち直りを支援する制度は未だ整備されていない。本書は、交通事故被害者の精神的問題とその対応について扱うものである。

・交通事故をめぐる諸問題について

まずは交通事故とは何か、人身事故の被害者数をみる。人身事故によって発生する問題は多種多様であるが、それらの問題は、第一は刑事責任をめぐる問題、第二は民事責任をめぐる問題、第三は行政処分をめぐる問題、第四は被害者に対する支援をめぐる問題である。第四のうち、被害者とりわけ遺族に対する精神的支援をどのように進めるべきかという問題が重要である。本書は、特にこの精神的支援をめぐる問題に対応するために刊行されたものである。

・刑事事件をめぐる問題と被害者に対する支援

刑法上の故意犯、過失犯の理解の重要性を説いた上で、2001年12月25日から施行された刑法第208条の2の危険運転致死傷罪の新設された事情を次のように示している。交通事故や犯罪の被害者の方々が積極的に発言することなどを通じて、被害者の受ける被害の重大性に社会全体が気づきはじめたこと。飲酒をすれば正常な運転ができないことが分かっているにも関わらず、あえて自動車を運転し、人を死傷する行為はもはや「過失犯」ではなく、「故意犯」であるとの認識が生まれたこと。飲酒に伴う死傷事故に対する刑罰は軽すぎると考えられるようになったこと。なお、刑法第211条第2項（重過失致死傷）も同時に設けられている。

・民事事件をめぐる問題と交通事故被害者に対する支援

ここでは損害賠償責任、自動車損害賠償補償制度、任意保険制度について触れている。自賠責保険の支払い限度を超える損害賠償については、任意保険制度があり、交通事故についての被害回復制度は他の分野より格段に充実している。それでも被害者側からは、加害者に対する不満がかなり見られる。加害者や保険会社の担当者は、被害者の精神的打撃の大きさにも配慮し、誠実に対応することが期待される。

・交通事故被害者の受ける精神的打撃と交通事故被害者への支援

自動車事故に特有の状況が、被害者への精神的打撃をもたらすといわれている。これに対して固有の支援策はないが、犯罪被害者に対する心理臨床家が次第に充実してきているので、これを参考にしながら交通事故被害者に対する支援策を充実させていくことが現実的である。具体的には、精神科医師、心理臨床家、訓練を受けたボランティアなどによるカウンセリング的対応、自助グループの活動の促進などが有効であると考えられる。また、精神的支援のみならず、被害直後の危機介入サービスや生活支援サービスも充実させてゆくことが重要である。ここでは、危機介入サービスと自助グループの活動の2つにつき、言及する。

・今後の課題

交通事故の被害者が直面している被害の実態については、数多くのルポルタージュや手記などが発表されている。交通事故被害者調査については、すでに行われているものなどを通じて被害の実態は次第に明らかにされている。しかし、これで十分というわけではないので、今後さらにさまざまな実態調査が行われることが期待される。警察の対応については、1996年に制定された「被害者対策要綱」に基づき、刑事手続きや精神的支援に関する事柄を説明する「被害者の手引き」が作成され、被害者に手渡されるようになった。また、被害者や遺族と接触する警察官が、被害者の受ける精神的打撃の大きさをより正確に理解できるよう、警察官に対する講習なども充実してきた。今後もさらに充実した対応がなされることが期待される。一方で、交通事故、特に死亡事故を担当する警察官のストレスは非常に大きなものである。今後、被害者に対する手厚い配慮を行うことが期待されると、ストレスはさらに大きくなると予想される。そこで、警察官に対する十分なケアを行う必要がある。さらに、関係者に対する死亡の告知などは、警察官ではなく、訓練を積んだボランティアに任せるといった仕組みを作ることも検討する必要がある。交通事故に基づく損害賠償については、保険会社の果たす役割が非常に大きい。しかし保険会社やこれらの相談窓口の担当者は、必ずしも被害者の深刻な精神的打撃を十分理解し、かつそれに配慮しているわけではない。また、精神的な問題について適切に対応できるように、特別に訓練されているわけではない。したがって、これらの担当者に対するより充実した訓練・教育を行うことが重要である。以上に加えて、犯罪被害者に対する支援活動を行っている民間機関やその他の関連機関と協力・連携して活動を行うことが極めて重要である。

第2章 交通事故被害の実態

- ・はじめに
- ・統計からみた交通事故被害
- ・実態調査からみた交通事故被害
- ・被害者相談からみた被害の状況
- ・実態把握における課題

・はじめに

本章では、公式統計や実態調査の結果をもとに交通事故の状況をみていく。被害者調査への関心は1960年代から高まり、アメリカ合衆国においては70年代から、イギリスでは80年代から大規模な被害者調査が実施されている。これらの調査は、一般人を対象として、主として被害経験の有無や警察への通報の有無などについての質問が行われ、犯罪の実態や被害化の要因、人々の刑事司法に対する態度などを明らかにしようとするものであった。こうした調査を通じて、犯罪被害者の置かれている状況や刑事司法過程でさらに傷ついている状況などが明らかになってくるにつれ、被害者に対する援助の必要性や被害者の法的地位を向上させるための立法へと関心が移っていった。近年、わが国においても被害者の実態を調査し、被害者の状況やニーズを把握したうえで、その保護の必要性や対策を提言する目的でいくつかの調査が行われている。本章では、白書のような公的な統計から数値を得る方法と社会調査による方法を中心に述べる。具体的には、まず既存の統計を用いて、わが国における交通事故被害の状況を概観する。次に、これまでに行われた交通事故被害者に対する調査を取り上げ、そこで明らかとなった被害者の実態やニーズについてみていく。

・統計からみた交通事故被害

各種の統計資料から知ることができる交通事故の状況について、その内容は、交通事故発生件数、死者数、負傷者数、交通事故死傷者の状況（男女別、年齢層別、事故の状態別、加害者の法令違反別）である。また交通犯罪の状況として、交通違反の取り締まり、交通事故加害者の処分を概観する。この中で、危険運転行為に対する罰則が強化された改正道路交通法の施行（平成14年6月）により、罰金額の上限が引き上げられ、同法違反で20万円以上の罰金を受けた人が、平成13年（2001年）の約970人から、平成14年（2002年）は100倍以上の約10万4,000人になっている。

・実態調査からみた交通事故被害

ここでは、1998年～99年に行われた「交通事故被害者実態調査」の結果をもとに、交通事故の被害者・遺族のおかれる状況についてみていく。調査対象者は、茨城県お

よび埼玉県において交通事故にあい、死亡した者の遺族および重傷を負った者である。いずれも事故から調査までの期間が1年以上3年以下の者である。調査結果からは、交通事故が生活のさまざまな事柄に影響し、その被害が多岐に渡ることが明らかとなっている。被害者のニーズもまた、損害賠償のみならず、事件の詳細な説明、加害者の処罰など多岐に渡っている。こうした調査結果を詳細に見ていく。その内容は、交通事故被害者の生活はどのように変化するか（生活の変化、精神的なダメージ、精神的健康度、身体的後遺症）事故の相手に対してどのように感じているか（重傷事故被害者は、事故の相手に対して一定の理解を示す感情が見られるが、遺族の場合は、「いくら賠償金をもらっても悲しみは癒えない」との回答が多い）事故捜査にどのように感じたか、どのようなニーズがあるか、である。

・被害者相談からみた被害の状況

ここでは、2001年末に行われた「交通事故の被害者に関するアンケート調査」の結果を中心に、被害者や遺族がどのような支援を求めているのか、相談についての課題は何かといった点をみていく。調査対象者は、全国の交通事故相談窓口を訪れた交通事故被害者および遺族である。調査票約5,000部を配布し、1,190部の回答があった。内容は次のとおり。

・事故後どのようなことに困ったのか

相談者にとって困ったこととして、「精神的なショックや苦痛」、「身体的な苦痛や障害」、「医療費や失職などの経済的負担」などが多い。

なお、1999年交通事故被害実態調査研究委員会による「交通事故被害実態調査研究」においては、精神的苦痛、身体的後遺症、警察の捜査に対する意見などを中心に質問が行われたのに対し、この調査では、さらに生活上の問題（家事育児の負担）および経済的な問題（示談交渉や民事訴訟の負担、医療費や失職などの経済的負担）について困難と感じている被害者が多いとされている。

・事故後、問題を感じた事柄はなにか

「事故の相手方（加害者）との関係」、「保険会社や相手方の弁護士との関係」、「病院・医療機関との関係」、「家族との人間関係」の順に多い。

・どのような相談をしているのか

各相談窓口への相談内容をみると、「精神的なショックや苦痛」、「医療費や失職などの経済的負担」および「示談交渉や民事訴訟などの負担」が全体的に多い傾向にある。警察の相談所については、その特性から、「捜査や刑事裁判における負担」および「事件の真相に関する情報が得られない」という相談内容も多い。

・ボランティア活動についてどう思っているか

ここでいうボランティア活動は、交通事故の被害者や遺族が中心になって行われる

被害者のカウンセリングや支援などを指している。調査では、「被害者の支援のために、自分の体験を役立てたい」という気持ちをどう思うかと質問している。これに対し、「よく理解できる」という回答が多く、協力への意欲も見られる。しかし、そのほとんどは「機会があれば協力したい」としており、活動の場を増やしたり活性化していく必要がある。

・実態把握における課題

各種統計および実態調査の結果をもとに、交通事故被害の状況をみてきたが、もとより、被害の状況や被害者の実態を、統計や調査によって把握することには問題点や限界がある。ここでは、各種統計による把握、調査票による把握、面接調査による把握、被害者調査を通じて、について触れる。面接調査による把握について、ここでは紹介していないが、これまで交通事故被害者に対する面接調査も行われている。被害者の実態やニーズを詳細に把握するには適しているが、調査者と被調査者の間の信頼関係構築が必要であること、面接者の技量に左右されること、調査結果が個別の状況であり一般化しにくいこと、などの問題点がある。

第3章 交通事故が被害者に与える精神的影響

・はじめに

・交通事故の被害者の精神的対応

・交通死亡事故遺族

・後遺症を抱えた被害者とその家族

・はじめに

近年いくつかの研究から交通事故によって被害者やその家族、遺族が大きな精神的影響を受けることがわかってきた。このような精神的影響を理解することは被害者に接する人々には重要である。なぜならば、被害者の精神的な状態によっては悲観的であったり、呆然としていたり、話がまとまらなかったり、被害的であったりする。これを被害者の性格の問題と考えると、被害者の身になって相談を受けることが難しくなる。しかし、被害者が現在、精神的にどのような状態になりうるかということを理解できていれば、適切に対応することができる。本章では、交通事故の被害者によくみられる精神的反応や精神疾患について取り上げる。ここでの対象は、実際に事故にあった直接の被害者と、交通事故で家族を亡くした遺族、頭部外傷後遺症などの重症の後遺障害をきたした被害者の家族に限定した。

・交通事故の被害者の精神的反応

まず、交通事故被害実態調査の結果にみられる被害者の精神的反応で、事故後1ヶ月以内では「突然に事故のときの光景がよみがえる」、「事故のことについて考えこんでしまう」、「事故を思い出させるようなものや場所を避けてしまう」、「また同じ事故にあうのではないかと心配だ」が多く、1ヶ月以上経過後は「また同じ事故にあうのではないかと心配だ」、「事故に関わることは考えないようにしている」が多かった。犯罪や災害、事故などで強い恐怖を体験すると、さまざまな精神的反応をきたす。後々まで残るとトラウマ(心の傷、心的外傷)を形成する。例えば一つの事故であっても、多くの人々がトラウマになってしまうことが考えられる。ひどい負傷をして生命の危険を感じた人、実際にケガをしなかったり軽度であっても強い恐怖を味わった人、現場を目撃した人(救援にきた消防士や警察官も含む)、家族や恋人。もし、亡くなった場合には、突然の死というショックや悲しみ、喪失感を激しく感じるようになる。ここでは、交通事故を直接体験した人の一般的な反応について、時間経過とともに記述する。交通事故による精神的反応は急性期(1ヶ月)と慢性期にわけられる。急性期にみられる反応としては、特に、事故の直後に麻痺、ショック、否認、解離という症状が見られる。解離とは、その人の意識や記憶、知覚、自分であるという同一性の感覚など、通常一つの人格として統合されている機能が破綻してしまい、一部が切り

離されてしまうのである。例えば事故の記憶が失われたり、感情が麻痺した感じや現実ではない感じ、実際には事故はなかったように感じるなどの症状として表れる。特に、事故直後の解離は「トラウマ期解離」といわれる。これ以外の症状として、恐怖感、抑うつ、高揚、怒り、無力感、罪悪感、自責感、焦燥感、知覚・認知の変化、睡眠の障害、フラッシュバック、過覚醒、回避行動、アルコールや薬物の依存がある。次に、慢性期にみられる反応として、世界、自分、他人についての見方（認知）の変化（交通事故のようなトラウマにあうと、今までのような自由で、自信に満ちた社会生活がおくれなくなり、仕事や対人関係に多大な支障を生ずることになる）、身体的後遺症や身体的障害に対する不安がある。

交通事故の被害者にみられる精神疾患としては、まず心的外傷後ストレス障害（PTSD）がある。PTSD の診断は、3 つの症状、すなわち侵入・再体験、回避・麻痺、過覚醒を満たし、1 ヶ月以上持続し、被害者が苦痛を感じ、社会的機能の障害などが発生している場合に行われる。交通事故による PTSD の有病率は、欧米の追跡研究によると 8% から 50% であるが、事故から 1 年以上経過した事例においては 10 ~ 20% 前後という研究が多い。日本の研究では、重傷事故の被害者については横断調査において再体験症状が 30%、回避症状が 25%、覚醒亢進が 9%、反応性の麻痺が 15% という報告があり、10 ~ 30% くらいの発症が推測される。この PTSD 以外に、急性ストレス障害（ASD）がある。トラウマとなる出来事から 1 ヶ月以内に生じる特徴的な不安、解離などの症状が 2 日以上続く場合には急性ストレス障害と診断される。PTSD の 3 つの症状に加えて解離性の症状があることが特徴的である。ASD がある場合に必ず、PTSD を発症するわけではないが、ASD を発症した患者では PTSD の発症が高率であるという研究報告があるので、初期にこのような症状を呈する場合には、経過を注意深く追う必要がある。

・交通死亡事故遺族

遺族は、実際には事故を体験しておらず、事故現場を必ずしも目撃しているわけではないにもかかわらず、高い PTSD の発症率と精神健康度の低さを示したことから、事故による突然の死が家族にもたらす影響の大きさをうかがい知ることができる。遺族の場合には被害者本人と違って「喪失体験」に伴う「悲嘆反応」が見られ、これが PTSD やうつ病などと合併して複雑な病態を示す。悲嘆反応の一般的経過であるが、急性期（数週間から数ヶ月）は、出来事の衝撃から、死の事実を受け入れられない「ショックと否認」の状態となる。この時期を過ぎると、次第に死を現実のものとして感じるようになるため、激しい悲しみに襲われる。慢性期（数ヶ月後）では死を受け入れて、遺族自身の生活を再建するということが行われるが、この過程で喪失に対する悲哀や抑うつ、怒り、不眠や身体的不調など、さまざまな症状が表れてくる。遺族が

回復するには、複雑な心理的葛藤が存在する。悲しみ、怒り、罪悪感と自責感、不安感、孤独感、疲労感、無力感、思慕、開放感・安堵感、身体的症状、思考・認知の特徴、行動の特徴などである。この悲嘆反応は、病死など死に対して一般的に見られる反応である。しかし、交通事故死の場合は予期されない突然の死であり、かつ人為的なものである。この場合には、次のような症状が複雑に絡み、長期化することがみられる。非現実感が長期間続く、罪悪感が激しい、誰かを非難してしまう、裁判などが終わるまで哀しむことができない、強い無力感と怒り、個人の遣り残したことの問題、死について理解したいという強い欲求、精神疾患をきたす、などである。これを、複雑な悲嘆反応(病的な悲嘆、あるいは外傷性悲嘆)という。これが長期化する要因は、死別状況、遺族と死者の関係、遺族の特性、社会的要因、二次被害などである。

・後遺症を抱えた被害者とその家族

交通事故によって脳に高度の障害を負った被害者では、被害者のみならず、その家族に多大な精神的ストレスが生ずるが、実はこの分野についてはほとんど研究がなされておらず、実態がよくわからないのが実情である。ここでは、主に脳に重度の外傷を負った被害者の家族の問題を取り上げる。脳機能障害の場合、身体機能の障害と異なるのは、被害者本人が病状について理解することが困難なことがあり、被害を自分の問題として対処できず、家族がそれに代わって対処せざるを得ないことである。また遷延性意識障害や高次脳機能障害の場合には、家族に介護という問題が生ずることになる。このような脳の重度後遺障害を抱えた被害者の家族の自助グループがいくつか存在するが、その一つである NPO 法人「交通事故後遺障害者家族の会」代表・北原浩一さんの手記を紹介する。

このような高次脳機能障害を抱えた家族の問題は、その原因にかかわらず共通しているものの、特に交通事故や犯罪など人為的なものが原因である場合は、加害者の存在や賠償の問題が生ずるとともに、それ以前は全く健康であった家族の精神的ストレスはより大きくなると考えられる。これから、介護の問題、事故の処理が後回しになることの問題、支援体制の乏しさなどへの対応が望まれるだろう。

第4章 交通事故被害者の直面する精神的課題への治療・対応

．はじめに

．被害者の回復とは

．被害者への対応で留意すべき点

．精神科医療機関での治療

．その他精神保健、福祉にかかわる地域の公的な相談機関とその被害者支援における役割

．精神保健福祉関係者への期待と役割

．はじめに

被害者への支援や治療の目的は、被害者の回復にある。多くの場合、被害者は自分の力や自分の周囲の資源を使って時間とともに回復していくことが可能である。被害者支援で大切なことは、このような被害者自身のもつ自然の回復力を妨げないことである。そのためには、被害者の回復を阻害するような出来事を少なくし、回復を促進するような支援を行うことが重要である。しかし、精神疾患をはじめ、被害者自身の力だけでは回復が困難な問題も多く出現する。本章では、被害者への基本的な対応と、精神科医療機関や心理療法の専門機関、精神保健福祉機関などの、より専門の機関での治療・対応について取り上げる。

．被害者の回復とは

いかなる治療法を用いても事故を忘れるとか、事故についての辛い感情が全くなくなるということは不可能である。回復した状態というのは、そのような事故の記憶や辛い感情は残っていても、通常の日常生活や社会生活を送ることができ、人生に喜びや希望を持っているということであろう。被害者の回復は一直線ではなく段階的なものであり、最終的には社会とつながりを感じられるような状態になっている。ハーマン(1997)は、回復の段階を、第1段階「安全の確保」、第2段階「想起と服喪・追悼」、第3段階「通常生活との再結合」と分けた。支援もまた被害者の段階に応じて行うことが必要だといえる。第1段階では、被害者が加害者から安全であるということはもちろんであるが、それ以外の生命の危機やひどく不安定な状況がないということも重要である。この時点では、専門的心理的ケアより、カウンセリングマインドを基本にしたより一般的な対応のほうが優先される。第2段階は、トラウマに焦点を当てた治療や介入が必要となる段階である。時間がたつにつれて、日常生活を営むことができるようになる被害者もいるが、トラウマの後遺症に悩む被害者も出てくる。後者の場合には、精神科治療や心理カウンセリング望ましい。第3段階は、他者と社会とのつながりを回復することである。被害者は事故で孤立した感情や社会から切り離されたような感覚を体験している。二次被害などを受けていれば特に不信が強くなる。

自助グループなどを通して話すことで、お互いの気持ちを理解しあえる人間関係を得ることができる。またこの段階では、被害者は自分の事故の体験を他の被害者に役立てたり、支援したり、事故を予防するような活動に参加することがある。事故体験そのものを社会に還元することは意味を取り戻すために大きな力となるだろう。

・ 被害者への対応で留意すべき点

まず急性期の対応。事故直後から数週間の間は、被害者は混乱した状態にある。この時期は、ハーマンの回復の第1段階を達成することが課題となる。したがって、被害者の安全や安心の確保が最優先される。この時期では精神的ケアよりは、第5章などで示される直接支援などが優先される。急性期の支援としては、安全の確保、被害者の話を聞き感情を出せるようにすること、必要な情報の提供、これから起こることを予測し、対処できるようにする、がある。では、被害者が混乱していることや感情が麻痺していることなどの症状が決して異常なものではなく、事故にあった人なら当然経験するようなものであるということを伝えることが大切である。では、被害者だけでなく家族に対して情報提供することも必要である。家族自身を安定させることが被害者のケアには重要である。次に、支援者の基本的な態度として、1人の人間としての共感を忘れないこと、仕事の中で、被害者や遺族の心情を思いやり、対応すること、まず被害者や遺族の話を聞くこと、行うことについて必ず理由を説明し、意見を求めたり同意を確認すること、がある。について、被害者側と相談を受ける側とで、事故の重みについての受けとめ方が異なるため、相談を受ける側は相手の話をよく聞かずに処理してしまいがちである。被害者にとっては重大な出来事であり、初めて直面するわけなので、ほとんど知識がないということを理解して対応することである。

・ 精神科医療機関での治療

日本の場合、精神科に対する偏見が強く、必要性のある人でもなかなか受診しないという現状がある。相談機関では、被害者の話を聞く中で、場合によって一般の医療機関や精神科医療機関を紹介するほうがよい。それも症状によって、一般医療機関の受診か精神科の治療かのいずれかを勧めるようにするとよい。精神的な治療を行う機関にはさまざまなものがあり、しばしば混同されるが、精神科を標榜している医療機関と心療内科の二つに大きく分けられる。は、精神科の専門医が治療にあっている。医療機関は診療所と病院に分けられる。は、基本的には内科である。身体疾患で何らかの心理的・社会的なストレスがあってその疾患が発生したり、治りにくいなどの場合や、身体症状を強くきたす精神疾患を扱っている。重症の精神疾患や精神科救急については精神科でないと対応は困難である。精神科医療機関での治療は

多岐にわたるが、PTSD の治療を中心に挙げると、心理教育、薬物療法、認知行動療法がある。は、通常の医療でもなされているが、PTSD の場合では患者が病気を理解することが回復の助けになるため、重要視されている。その内容としては、疾患についての理解に必要な情報の提供、症状を正常反応として位置づける（ノーマライゼーション）、自分を苦しめる現実ではない考えが症状の一部であることを理解する、回復や治療の見通しを知る、が含まれる。について、精神科の薬には拒否感を持つ人が多いが、現在は PTSD に有効で副作用の少ない薬があり、医療機関ではまず薬物療法を勧められることが多いと思われる。トラウマから直後の投薬については、実証的データが少ないため何が最善かを示すことは困難であるが、安定をもたらすために投薬が必要な場合もある。は、人間の行動や感情というものが、その人の認知に基づいており、問題な行動がある場合には、歪んだ認知から感情や行動が生ずるのであり、この歪んだ認知及び行動を修正することで、問題の行動や感情を変化させる治療である。現在、PTSD に行われている認知行動療法には、PTSD および治療に対する心理教育、イメージ曝露、ゆがんだ認知の修正、実生活内曝露、リラクゼーション、呼吸法などの不安のマネジメント、などがある。

・その他精神保健、福祉に関わる地域の公的な相談機関とその被害者支援における役割
交通事故の被害者が地域で生活する上で福祉や保健などの様々なニーズが発生する。しかし、被害者の多くは、どの機関を利用したらよいのかという情報を持っていない。そこで、交通事故相談の窓口となる機関が精神保健や福祉などの情報を提供することが必要である。

・精神保健福祉関係者への期待と役割

交通事故の被害にあった人は身体的・精神的に大きな衝撃を受け、喪失体験に伴う理不尽さや無力感に直面している。このような被害者にとって、精神保健福祉関係者による地域における包括的なかかわりは、なくてはならないものである。交通事故被害者に地域精神保健福祉関係者が働きかけることは、被害によるメンタルヘルスの危機上に、さらなる問題が生じることへの予防的なかかわりでもある。そして、関係者が被害者を支え見守っていく姿勢は、地域全体の態度形成につながることであり、メンタルヘルスの啓発活動であるといえる。従来の精神保健においては、多くの場合疾病や障害を持つ人を対象としてきた。それが「精神保健福祉」とされたのは、心の健康の保持と福祉というのは同義であり、疾病や障害の有無にかかわらず社会に暮らすすべての人に共通する価値である、と改めて捉えられたからである。地域精神保健福祉関係者はその普遍的な価値を守り、自らも社会資源となって、交通事故の被害者となった人の心の健康と地域生活をサポートするものである。

第5章 交通事故被害者支援関係者の対応

- ・はじめに
- ・危機介入
- ・緊急カウンセリング
- ・死亡告知
- ・電話相談
- ・面接相談

・はじめに

本章では、(社)被害者支援都民センターが、事故にあった被害者に対して、事故後にどのような対応を行っているか、その概要を述べる。

・危機介入

被害直後は、家族、親類、近所の人、親しい友人などが日常生活を手伝うなどして被害者を支える場合が多いが、刑事司法や精神面での専門的な知識を持った支援者が必要とされることも多い。そのため、この被害直後から犯罪被害相談員による適切な支援が必要とされている。早い段階から適切な支援を受けた被害者は、被害回復も早いといわれる。具体的な支援としては、自宅や病院へ訪問し、被害者の気持ちを受け止めつつ情報提供を行うことが中心となる。相談員は複数名の派遣を原則とし、役割を分担し、協力し合いながら対応する。その中で、被害者が安心感や安全感を持てるような対応をすることで、被害者自身が少しずつ感情や行動をコントロールする力を取り戻していけるような関わりを目指す。最初に会うときは、混乱の中にいる被害者に対して、相談員の存在自体を認識してもらうことを考える。そして被害者のおかれている状況や問題点の把握に重点をおく。その後、被害者が回復するためには、支援のどこに視点を当てたらよいかを考える。そこでは信頼関係を築けるよう配慮することが大切である。複数回の接触の中で、被害者の感情の表出を当然のことと受け止め、支持する。それと同時に、被害者に必要な関係機関、関係者と連絡をとり、適切な支援が提供できるよう調整することも支援者の大きな役割である。被害直後の被害者に関わることは、支援者にも衝撃が大きいため、事例検討や支援者自身のメンタルケアも行わなければならない。

・緊急カウンセリング

危機介入がライフライン回復のために、支援者から危機に陥っている人たちへ半ば強引に手助けすることと考えるならば、緊急カウンセリングは危機に陥った人が助けを求めて、支援者に歩みよってくることに對する精神的ケアと考えられる。混乱状態

にある被害者の自宅が支援の現場になることが多く、茫然自失の被害者に付き添い、心理状態、身体状態に気を配ることから支援が始まる。このような行為は、言葉のないカウンセリングといえるかもしれない。

家族の一員が亡くなることがあれば、通夜・葬儀の問題が起こってくる。支援者はその場の状況をすばやく察知して、当事者が安心して故人の世話ができるような体制を保てるように行動しなければならない。その際、気をつけなければならないことは、細かなことでも当事者に確認をしながら進めていくことである。また、加害者から連絡がきた場合の対応についてのアドバイスも必要である。通常の形をとらない緊急カウンセリングは、その後の被害者の回復に大きな影響を及ぼすことになる。その後も、被害者と定期的に連絡を取ることで、「いつでも助けを求めることができる人がいてくれる」という気持ちを持ってもらうことは、回復の第一歩となる。

・死亡告知

日本では多くの場合、警察による犯罪被害者初期支援制度が行われているため、現段階では事故直後に支援センターが死亡告知することはない。しかし、将来的には役割として出てくる可能性もあると思われるので、アメリカの被害者支援センターで実践されている方法を紹介する。被害者や遺族は、事件に関する記憶の細かい部分は抜け落ちることが多いが、死亡を知らされた方法やそのときの状況は鮮明に記憶に残っている。実際の方法は、死亡の告知は、電話ではなく自宅へ出向いて直接、家族などに伝える。夜遅く伝えるときは警察と一緒にってもらう。まずは自己紹介をし、だが、いつ、どこで、どのような形で亡くなったか、を告知する。

・電話相談

交通事故の被害者からの電話相談への対応は、その他の犯罪の被害者への対応と、さまざまな共通部分があるように思われる。被害者が自ら受話器をとって、相談機関に電話をかけるためには、かなりの勇気とエネルギーが必要であると思われるので、相談を受ける側はまずそのことを心に留めて話を聴かなければならない。都民センターへの電話相談では、事故後の補償に関するものが一番多い。そのような相談では自賠責保険、任意保険についての質問、示談への対応、支払い能力のない加害者への対応、民事裁判への対応など、アドバイスや情報を求められる場合がほとんどなので、ある程度の知識は必要である。弁護士を紹介するようなこともある。交通死亡事故および重傷を負うような事故の被害者の場合は、直後に相談がくることはほとんどなく、数週間後、数ヵ月後あるいは数年後のこともある。その内容は精神的ケアを必要とするものが多く、具体的には「なかなか立ち直れない、辛い状態がいつまで続くのか、本当に立ち直れるのか」というように、不安や焦りなど、心理的な問題を抱えている。

このような被害者の相談に対応するにはさまざまなことに留意することとなる。相手の姿が見えない電話相談において、過酷な状況におかれている被害者に対してできる支援は限られている。しかし、自らその電話の受話器をとる被害者のために、電話だからこそできる支援もあるはずである。被害者は「言えるときに、言える人に、言える言葉を伝えたい」という思いをもっている。その被害者の思いを心に留めて、電話相談に向かうことが大切である。

・面接相談

事故後の精神的な混乱状態が長期間にわたって続くと、日常生活や社会生活が破綻したり精神的な障害を起こしたりすることもある。1日も早く脱出し、他者に対する信頼、自分に対する信頼を回復していくために面接相談がある。初回面接は、被害者を支援する上で重要な役割を果たす。面接の雰囲気をつくろいだものとするために環境調整が必要である。被害者は、この段階では直感で支援者を観察しているので、非言語的コミュニケーションによって伝わるものも重要である。支援者は、面接相談には自ら限界があると自覚し、できない約束はしないことである。相談者は何を求めているのかを、まず支援者が理解し、何ができるかを知らせることが必要である。これら一連の過程の中で、相談者は「受け入れられる」と感じ、安心感を持ち、話してみようと思うようになる。言葉にできない被害者には、日記をつけることを提案する。中期になると、少しずつ支援者との人間関係もスムーズになり、安心感が増し、自己の感情のコントロールができるようになる。ありのままの感情をそのままに受け入れられる経験を重ねることで、十分に感情を吐き出すことができるようになって、人に備わっている自然治癒力が働く。言語によって自己の経験や感情を的確に表現し、それが評価されることなく受容され理解されたとき、被害者はどうにもならない現実、どうにもできない自分を受容することができる。それができて初めて、喪失した対象に自分の中で別れを告げることが可能になる。終盤になると、被害者は感情のコントロール、閉ざされていた人間関係が回復し、地域活動や趣味の世界を獲得する。またこの時期はすべてのものへの感謝を述べる人もいる。そうすると互いに面接の終結のタイミングを今ここだと感じ合える。終結にあたって面接の流れを振り返り、回復のプロセスを共有しあって終結とする。別れは出会いより難しいので、十分に留意してタイミングを大事にすることである。

第6章 交通事故被害者および家族・遺族の会の役割

- ・はじめに
- ・自助グループとは
- ・交通事故被害者における自助グループ開催の意義
- ・被害者が求める支援
- ・自助グループの進め方
- ・自助グループの効果
- ・定例的な集いの進め方
- ・開催中に留意すること
- ・(社)被害者支援都民センターの自助グループ活動の実際
- ・(社)被害者支援都民センターの自助グループ参加者の声
 - ・自助グループの課題と必要な支援

・はじめに

本章では、交通事故被害者および家族・遺族の会など自助グループ活動の意義や役割を、交通事故被害者が求める支援内容などを通してみていく。

・自助グループとは

「同じような辛さを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合うなかから、問題の解決や克服を図る」ことを目的に集う活動をいう。

・交通事故被害者における自助グループ開催の意義

交通事故被害者は被害後、関係者や周囲の人たちから励ましの言葉をかけられるが、被害を受けた衝撃が大きく、被害にあった実感も持てない中で、その声に応えられる状態でなくなる。周囲の励ましに応えられない自分を責め、励ましの言葉がかえって苦痛に感じられる。その結果、同じような体験者でなければ自分の悲しみや苦しみが分かってもらえないと思い、本当の気持ちは周囲の人には言えなくなる。その他、激しいトラウマ、過覚醒やフラッシュバックなどさまざまな症状は、衝撃を受ければ誰でもが感じることであるが、それを知らない多くの被害者は「自分がおかしくなってしまう」と考え、苦しむことも多い。そのため、安心して話せ、その一言で理解し合える仲間の存在は、被害者の孤立感や疎外感を軽減し、自尊心を取り戻し、被害からの回復に大きな力となるため、存在意義が大きい。

・被害者が求める支援

(社)被害者支援都民センターは、被害者遺族の求める支援を把握するために、平成13年1月に犯罪被害者遺族73名を対象にアンケート調査を行った。希望している内容には、直接的支援、情報提供、精神的支援、そして同じような被害者・遺族と一緒にいられることがあった。調査結果からの結論の中には、「多くの遺族は、同じ仲間との交流を求めているので、身近なところで参加できる自助グループを各地に設立するための支援と、その自助グループを効果的に運営するための支援が必要とされている」というものもある。

・自助グループの進め方

自助グループの目的は、悲嘆を取り除くのではなく、乗り越えるのを支え合う。

考えや気持ちを素直に語ることにより、新しい被害者と時間が経った被害者とが、交流の中から各々希望が持てる場になる。回復の過程は似ていても、被害者自身の方法や時間で回復することを実感する場でもある。参加者の目的は、自分自身が抱えている問題に対処する。破壊された人間や社会の信頼感を取り戻し、健全な自己愛を再構築する。

・自助グループの効果

実践活動から、仲間の存在そのものが孤立感を軽減する。安心して感情を吐露できる場。社会への信頼感を取り戻す場。新たな被害者が、時間を経た被害者に会い、回復していることを見て希望がもてるような場になる。自分の体験談が他の被害者に役立つことを実感し、「こんな私でも他の人の役に立てるという実感」をもてることが自尊心を取り戻し、回復に役立つ。といった全部で11の効果が見られる。また、調査結果から、参加して1年後に、社会機能障害、抑うつ状態は改善している。対人関係では、「家族や仕事への意欲や興味」が持てる、「喜びや楽しみを感じたり、笑うことができる」などの一般的的精神健康状態が回復していた。データからの結論として、自助グループに参加することによって、気分や社会生活が改善していることがうかがわれたことから、自助グループのなかでの感情の表現や安心できる関わり、また社会参加への意欲や将来への希望などがもたらされたのではないかと考えられる。

・定例的な集いの進め方

事前に環境の準備を整え、開催時はファシリテーター(自助グループの運営をつかさどる指導者)を中心に進め、会中の秘密は守る、各人が話す時間は平等になるようにする、自己紹介をするなど、配慮する。

・開催中に留意すること

参加者の一部が時間を独占したり、不適切な発言をしたときはやめてもらい、次の人に話してもらおう。できる限り平等に時間を使えるように注意深く配慮する。スタッフは複数で入り、参加者に対応する。最後は、参加して率直に話してくれたことへのお礼を言い、次回開催日時を伝え、終了する。

・(社)被害者支援都民センターの自助グループの活動の実際

毎月1回の定例会、年1回の宿泊を伴う集いの開催、当センター主催の「シンポジウム」や民間組織が行う「フォーラム」などへの参加、その他にもさまざまある。

・(社)被害者支援都民センターの自助グループ参加者の声

自助グループへの思いと被害者支援センターへの希望について、清沢郁子さん、石杜朝子さん、久保田由枝子さん、鈴木共子さんが述べる。

・自助グループの課題と必要な支援

民間支援センターが関わらず、被害者自らが運営する自助グループでは、被害者個人の努力によってのみ行われている場合が多いため、主催する被害者の経済的、精神的負担が大きい。自助グループの効果的な運営に関する研修の機会もなく、自己流で行い、被害者同士で傷つけてしまうこともあるため、主催者に対する研修の機会を提供することが必要である。気軽に参加できるためには、もっと身近なところで参加できる自助グループを、各地の民間被害者支援組織、自治体や関係者が援助して作る必要がある。また、ファシリテーターを育成する、などもある。

第7章 交通事故被害者支援の具体例

．はじめに

．被害者遺族への対応事例から

．手記

．はじめに

この章では、2つの事例を取り上げて、支援の流れを検討する。支援は被害状況や被害者自身の状況によって、さまざまな経過をたどっていき、その場その場に応じて柔軟な対応が望まれる。ここにあげた例がすべてではないが、今後、自分が実際に支援の立場に立ったときにどうするか、考えながら読むといい。なお、事例は実際に合った複数の事例をもとに、執筆者が作成した架空のものである。

．被害者遺族への対応事例から

ここでは、危機介入を中心として（バイクで通勤途中の40代男性が、交差点で左折中の自動車に衝突され亡くなった事故。家族構成は、被害者、妻、高校生の長男、中学生の長女）それから、面接相談を中心として（自転車で通学途中の10代の高校生が、並走していた自動車と接触、転倒し亡くなった事故。家族構成は、父親、母親、被害者、高校生の妹）の2例について時間の経過を追って支援者の対応を紹介する。

．手記

「悪質交通事故で子ども二人を失って～精神的な問題にどのように対処してきたか～」という題目で、1999年11月28日、東京都世田谷区の東名高速道路上で、酒酔い運転の大型トラックに追突され、当時3歳と1歳だった娘二人を失った遺族が、その後、特に精神的な問題に対処するためにどのような支援を受け、今もどのように対処しているかを紹介する。

第3章 パートナーシップ事業

第1節 自助グループ立上げの支援

総論

(1) 自助グループを開く意義

交通事故被害者（遺族を含む。以下同じ。）は、被害後、その衝撃が大きく被害に遭った実感も持たず、周囲からの励ましに応えられる状態でなくなる。そんな自分を責め、励ましの言葉がかえって苦痛になり、同じような体験者でなければ自分の悲しみや苦しみはわかってもらえないと思ひこみ、本心が話せない。激しいトラウマを負い極限状態に追い込まれている被害者には回避症状が見られ、人としての自尊心や将来への希望も失いがちになる。過覚醒やフラッシュバックの症状にも苦しめられる。こうした症状は、衝撃を受ければ当然のことであるが、「自分はおかしくなってしまった」と苦しむことも多い。そのため、安心して話せ、その一言で理解し合える仲間の存在は、被害者が被害から回復するのに大きな力となるため意義が大きい。

(2) 自助グループの目的

悲嘆を取り除くのではなく、乗り越えるのを支え合う。新しい被害者と時間が経った被害者が、考えや気持ちを素直に語って交流し合うことにより、希望がもてる場になる。回復の過程は似ていても、回復にかかる時間や方法は被害者により様々であることを実感する。被害者自身が抱えている問題に対処する。破壊された人や社会への信頼感を取り戻し、健全な自己愛を再構築する。

(3) 自助グループの効果

自助グループの実践から

仲間の存在そのものが孤立感を軽減する。安心して感情を吐露できる場・社会への信頼感を取り戻す場・新たな被害者が、時間が経った被害者に会い回復している様子を見て、希望がもてるような場になる。自分の体験談が他の被害者に役立つことを実感し、それが自尊心を取り戻すことになり、回復に役立つ。二次被害は、被害者にとって共通のことと知り、安心して立ち向かう力を付けることができる。怒りや悲しみから抜け出せない自分は弱いのではなく、被害者として当たり前のことだとわかり、気持ちにゆとりがもてる。他の被害者の回復への道、生きることへの工夫を知り、今後の参考になる。仲間の話の中から、自分なりの回復のきっかけをつかむことができる情報を得ることができる。仲間の中で、対人関係能力が育ち、再び社会関係、周囲の人間関係の再構築をし、それへの信頼感を取り戻すための場となる。

遺族へのアンケート調査結果から

参加当時は、「不安や不眠」「家事や仕事の能力が落ちた」「人と会うのがわずらわしい」「気持ちがうつ的」「遺族となった実感がもてない」「故人のことが頭から離れない」「自分が弱い存在であるように感じる」「加害者に激しい怒りを感じる」などを訴える遺族が多数だった。それから一年後、社会機能障害・抑うつ状態は改善し、対人関係では、「家事や仕事への意欲や興味」がおこり、「喜びや楽しみを感じ、笑う」ことができるようになり、「近所の人や友人との疎遠な感じ」「社会からの疎外感」が薄れるなど、一般的な精神健康状態が回復していた。

まとめ

自助グループに参加することによって、グループの中で感情表現ができ、安心して関わりをもてるため、気持ちや社会生活が改善する。社会参加への意欲、将来への希望などがもたらされる。安心できる人間関係を取り戻し、感情の回復や意欲の改善をもたらす効果がある。

立ち上げ

(1) 立ち上げ支援の進め方

事前準備（依頼文書作成と送付、会場の確保、受講相談員・参加遺族への連絡、資料の作成など） 開催時（会場準備と環境整備、雰囲気作り、信頼関係の構築、名札・資料等の準備） 終了時（参加者へのお礼と次回開催日の告知、研修参加者への連絡、お茶の準備等）。留意点として、参加者が十分に話せるようにする、スタッフは複数で入り、参加者の状況を常に把握する、参加者の希望を聞き、支援センターとしてできることを実施する。

(2) 立ち上げ支援の実施

NPO法人石川被害者サポートセンター

事前研修会の実施

平成15年10月9日（木）19時から、石川被害者相談室で、被害者支援都民センター（以下、都民センター）3名、石川被害者相談室（以下、石川）3名、石川県立看護大学2名が参加して行われた。

研修会では、本報告書の自助グループを開く意義、目的、効果、立ち上げ支援の進め方をレジュメとして配布し、都民センター大久保事務局長が講義を行った。その後、自助グループの実際の様子をビデオにて学び、質疑応答の時間を設けた。

・新たな参加者について

石川からは、既存の自助グループに新たな遺族が加わる際の留意点について質問が出された。それに対し都民センター職員から、グループに長く関わっている遺族も、初めて参加したときは不安をかかえながら参加していたことを、スタッフ自身も認識しながら関わるのが重要と返答した。

- ・ファシリテーターの重要性について

ファシリテーターの重要性についてとりあげられた。都民センター職員からは、参加者が安心して話せる雰囲気作りを心がけることと、遺族を救済しようと考えてはいけないこと等を説明した。特にファシリテーターの役割を遺族が担う場合には、少なくとも被害から3年以上の経過が必要と考えられており、ファシリテーター自身が回復していない状況でグループの進行に関わると、ファシリテーターにとっても参加者にとってもマイナスになることを知っておく必要がある、と説明も補足した。

- ・参加者の適性について

自助グループに参加する遺族については、事前に電話相談や面接相談をし、グループへの参加が適しているかを判断することが重要であると説明した。参加希望者の中には、グループが有効ではないと考えられる人や、逆にグループにとり不適切であると予想される人もいる。どちらの場合も、この判断を誤ることでグループの効果が損なわれることもあるため、慎重に行わなければならないことが再度話し合われた。

第一回自助グループ

平成15年10月30日(木)14時から16時、石川被害者相談室で、自助グループメンバー5名、都民センター3名、石川3名、精神科医師1名が参加して行われた。

第一回自助グループの進行は、まず支援センター職員が相互に自己紹介し、それに引き続きファシリテーターから、準備されているレジュメを読み上げる形で、自助グループの目的、その原則について説明が行われた。その後、参加遺族全員が自己紹介及び被害概要等の話をした後下記のようなことが語られた。

- ・裁判及び加害者について

遺族の多くから裁判や加害者について語られた。犯した罪の大きさに比べ、罰則が軽すぎる。加害者への厳罰を求めたいという声も多くあった。裁判ができてよかったという意見があった一方、裁判の中で不当な扱いを受け傷つけられたり納得のいかない思いに駆られたりという気持ちが語られた。

- ・身近な人との関わり及び亡くなった家族について

特に、予期できなかったこととしては、夫婦関係が変化したことや親戚が無理解であったことなど、近親者から傷つけられたことがあげられた。遺族は亡くなった家族に対して変わる事のない気持ちを持ち続け、その死を決して無駄にしたいという思いの中で暮らしていく現実が語られた。

第一回自助グループ後フォローアップ

平成 15 年 10 月 30 日（木）19 時から 20 時 30 分、石川被害者相談室で、都民センター 3 名、石川 3 名が参加して行われた。

第一回自助グループ終了後、両センター職員 6 名により第一回自助グループ実施に対するフォローアップが行われた。石川の職員からは、実施前に多くの不安があったものの実際に開始してみると、自助グループを始めることの意義が参加者の反応からも実感できたので自助グループを開始してよかった、という感想が述べられた。実際に実施するまではわからないことが多かったが、実施したことで自助グループが必要なことやグループ開催時に必要とされることや配慮すべき点等が理解することができた、との意見も出された。

・事前準備について

事前準備はかなり慎重かつ念入りに行われた旨が話された。また、そういった事前準備が無駄ではなく、大変有効であったことも認識された。ファシリテーターを行った職員から、最低限自分の言葉によって遺族が傷つくようなことのないようかなりの注意をしたとの発言もあった。

・ファシリテーター介入の必要性について

それぞれの夫婦関係の違いにより、遺族の間で感情のぶつかり合いが生じた際に、ファシリテーターとしてどのような対応が適しているのか、必要に応じて介入したほうがよいのか、等の疑問がだされた。その疑問に対し、都民センター職員からは、自助グループは自分の気持ちを素直に出す場であり、遺族同志の間で感情のぶつかり合いになる可能性は低いことを伝えた。感情の衝突が起きた場合には、元来、各遺族のバックグラウンドが違うのであるから、考え方も違って当然であることを意識付ける働きかけを強化するとよい、との助言をした。

グループ実施中に、遺族から「自分よりも大変な人がいる。」という発言があった。このことは、被害を比較してはいけないという原則に触れることであり、遺族が自由に思いを話すことを妨害しかねないことも考えられた。ファシリテーターが介入を要するレベルかどうか、慎重に判断をするよう注意しなければならないという点が再確認された。

第二回自助グループ

平成 15 年 12 月 11 日（木）14 時から 16 時 30 分、NPO 石川被害者サポートセンター（注：石川被害者相談室より改称）事務所で、自助グループメンバー 5 名、都民センター 3 名、石川 3 名、精神科医師 1 名、県警被害者対策室 1 名が参加して行われた。

前回同様に職員側の自己紹介やグループの原則が説明され、グループが開始される。グループで発言することに躊躇する雰囲気、初回に比べやや軽減された様子が伺われた。

- ・ 周囲からの二次被害について

今回は職場や近所づきあいについて語られた。職場では、人間不信となり勤務が難しくなったことや、業務内容上、被害にあった子どもと同じような子どもたちに対応しなければならず辛い、といった内容があがった。近所からは被害者への配慮がなく、傷つけられることが多かった。時に他の子が死ねばよいと考えることさえあった。近所や友人から傷つく言葉がけを受けるだけでなく、身内から受けることもあり、その際に苛立ちや悲しみは更に強化されることとなった等の二次被害について語られた。このような強烈な感情は、外で出す場面も機会もなく、グループにきて初めて吐き出すことができたとも話された。また、近所づきあいの軋轢は、都心よりも地方の方がより強いことも話題にあがった。

- ・ 亡くなった家族について

前回以上に深く心情が語られた。事件にあった日には、亡くなった家族の記憶がよみがえり、その前後で気持ちが揺れ動き苦しみ、似た背格好の人物を見ては故人を思い出し辛いといった発言もあった。一瞬でもいいからもう一度会いたいという切実な思いも打ち明けられたが、そのような感情が遺族間の共通点であることが認識された。遺された家族はそれぞれ亡くなった人への思いは同じように深くても、グリーンワークへの取り組みは個々に違っていることが理解された。亡くなった人の部屋、遺品の扱いについても、それぞれ違う思いを抱いていることが語られた。

- ・ 自助グループについて

実施二度目となったことから、遺族からはグループに参加しての感想も述べられた。「同じような体験をした人と出会い、気持ちを分かち合うことができた。」「様々な人の悲しみを知ることで他者を勇気づけたい気持ちが沸き起こった。」等の感想が語られた。

第二回自助グループ後フォローアップ

平成 15 年 12 月 11 日(木)16 時 40 分から 17 時 40 分、NPO 石川被害者サポートセンター事務所で、都民センター3 名、石川 3 名が参加して行われた。

終了後、両センター職員により第二回自助グループ実施に対するフォローアップが行われた。今回のフォローアップでは、前回と異なり石川のスタッフから質問が出される形ではなく、二回の自助グループ実施を通し感じたこと等について、都民センター職員との意見交換の場となった。

- ・ 遺族に適した環境について

参加したスタッフ全体の意見として、遺族がより自然に話せるようになってきていることが上げられた。これは、グループの回数を重ねるにつれ他の遺族に対し安心感がついてきていることや、数名の中で話す環境に慣れてきていることによるものと

考えられた。まだ二度目であるにも関わらず、被害感情については日常では口にさせないような深い内容や感情を吐きだすことができていることも理解された。

- ・他者や社会への信頼回復について

理不尽な被害に遭ったことにより、社会の中で孤立感が増す傾向にある被害者にとって、他者や社会への信頼回復は重要な課題の一つであるが、今回設立された自助グループも信頼回復の場として有意義であることが相談員により認識された。相談員が関わり支援していくことは容易なことではないが、フォローアップの時間を設け職員が意見交換する場が確保されたことは、支援者が今後の自助グループをよりよく進めるために重要ということも再認識された。

今後の課題

- ・ファシリテーター育成

現在、全国的に被害者支援組織には犯罪被害者の自助グループを熟知したファシリテーターが不足している。自助グループを立ち上げたものの、今後グループをよりよく進めていくためには、ファシリテーターの育成を目的とした研修が行われることが望ましい。

- ・自助グループ関係者の交流の場

効果的なグループ運営を行うためには、多くの自助グループは支援員同士が交流し様々な意見交換を行う場を持つことが望まれる。

- ・継続研修の場

自助グループの継続研修が、全国的に行われることが望まれた。少なくとも年に二度程、より多くの団体が集まりやすい場所で定期的な研修を受けられる環境ができることが望ましい。

(社)いばらき被害者支援センター

事前研修会の実施

平成 15 年 10 月 21 日(火) 18 時から 20 時まで、常磐大学 O 棟 007 号室で、(社)被害者支援都民センター(以下、都民センター)職員 4 名、(社)いばらき被害者支援センター(以下、いばらき)支援活動員 15 名が参加して行われた。

事前研修会では、自助グループを開く意義、目的、効果、立ち上げ支援の進め方の項目に記された内容について、都民センター大久保事務局長から講義があり、その後、ビデオで都民センターの自助グループ実際の様子を学び、質疑応答の時間が設けられた。

- ・自助グループ開催時間や会場について：自助グループへの参加遺族から意見を聞きながら無理がない運営が必要である。会終了後も参加遺族が、その会場において緊張を和らげることができる 30 分位の時間の余裕が適切である。
- ・参加遺族への連絡方法について：都民センターの連絡方法を例に上げながら、年間行事計画を年度初めに通知するとともに、開催時にもその都度通知する。参加遺族からは「気が重く参加できないことが度々あったが、連絡をもらえると一人ではないことを実感でき、何年たっても参加していいのだという安心感がもてた」という声が多くあり、密な連絡が大切である。
- ・自助グループへの参加をどのように募っているのか：電話相談やカウンセリングを行う中で、自助グループへの参加が適切と判断したとき伝えている。また自助グループへの参加が有効な被害者と逆に不適切な被害者がいることも念頭に置きながら判断することが大切である。
- ・その日自助グループで話し合うテーマを、どのように決めたらいいのか：当日の自己紹介等の中で多かった内容などを参考にしながら、参加遺族から自然に話題が出てくるのを待つ姿勢が大切である。
- ・ファシリテーターの役割について：ファシリテーターは、参加遺族が安心して話ができる場を提供できること、平等に話せるようにすること、話題が自助グループの目的から逸れた時は、軌道修正する等、自助グループの促進者として心がけること。

第一回自助グループ

平成 15 年 11 月 27 日（木）10 時 40 分から 12 時 30 分まで、水戸市福祉ボランティア会館 第三ボランティア室で、自助グループメンバー 3 名、いばらき 4 名（含 精神科医師）、都民センター 3 名が参加して行われた。

参加者は、いばらきで電話相談や直接支援を受けているご遺族であった。

ファシリテーターから、開催に先立ち、参加遺族に手渡されていた自助グループ参加時の注意事項が書かれたパンフレットを読み上げ始まった。その後ファシリテーターの促しによって参加遺族から発言があり、それを機に今まで言葉にできなかった思いを次々と語り、会が進行していった。参加遺族は、事故からあまり時間が経過していない人が多かったため、刑事裁判についての話題が多く出た。また、それぞれ今まで誰にも言えなかった辛い気持ち、例えば事故に対する自責の念に駆られていること等の話しも出た。司法・行政機関等への不満として、事故当日の説明が不十分だったことや、記録の閲覧には時間がかかり過ぎること等語られ、参加遺族の多くが同調していた。

初めての自助グループの開催であったが、会の終了後は、参加遺族同士で情報交換する姿があり、目的の一つである“仲間同士の交流”が活発になされていた。

第一回フォローアップ

同日、場所を（社）いばらき被害者支援センターに移し、いばらき職員及び専門医師、都民センター職員によりフォローアップが行われた。いばらきからは、自助グループ開催までの準備期間には、職員で何度も話し合いを重ねたこと、また事前研修で学んだ「進め方の実際」や「開催中に留意すること」には特に気を遣って開催に臨んだとの話があった。

参加者が安心をして気持ちを出して話して、開催してよかった、また、自助グループの必要性を肌で感じたという感想が出た。実際に開催するまでは何ができるだろうか、果たしてメンバーは嫌な思いをせずに帰ってもらえるか等多くの不安があったが、実施した結果、自助グループの必要性がいばらき職員の間でも明確になったとの意見がでた。

支援者側の役割のみならず、心穏やかに時間を過ごせるよう、机の配置、方法、開催場所の決定、会場の照明や室温・お花等、快適な環境を整えるため慎重に準備を行った。特に場所は、（社）いばらき被害者支援センター所在地が、常磐大学内「犯罪被害者学研究所」と同棟にあり、その名称が遺族にとって抵抗感があるのではないかと考えられたため、参加遺族が集いやすい場所であるJR駅舎に併設の建物内で行った。

更に、支援者の心のバランスの取り方や支援者が泣くということが、参加遺族にどのように影響するのか等の質問が出た。都民センター職員から、「人間として心が動くということは、大切だし当然のこと。泣く・泣かないということより、安心して話せる場を提供することが大切で、そのことを忘れてはいけない。」と助言した。また、専門医師からは「ファシリテーターの役割について」というアドバイスがあった。参加遺族は押し込めていた感情を吐露したいという思いが支援者側に伝わってきて、今後も自助グループを効果的に継続できる手応えを感じて終了した。

第二回自助グループ

平成16年1月23日（木）10時40分から12時30分まで、水戸市福祉ボランティア会館 第二ボランティア室で、自助グループメンバー4名、いばらき4名（含 精神科医師）、都民センター職員3名、内閣府職員1名が参加して行われた。

第一回同様、職員及び参加遺族の自己紹介が行われ、会が進んだ。前回に続き刑事裁判についての話が中心になった。参加遺族は事故からあまり時間が経過していないこともあって、事故当時の警察の扱いや裁判で被害者が上告できないことや加害者への怒りよりも、狂った社会や刑事司法に対する怒りの方が非常に強く語られた。内閣府職員が参加しているということもあり、運転免許を与える公的機関は、責任を持って免許の交付をして欲しい（年齢の上限を設けるとか、事故を起こした人への更新時期について等）事故車両は加害者の責任の下で裁判が終わるまで保管する義務を科す、どのような状況でも横断歩道では歩行者が守られるように、たとえ初犯であっても厳しい罰則を設けて欲しい等、法整備について政府で積極的に取り組んでほしいという要望が出された。

第二回フォローアップ

同日、14時30分から16時30分まで、前回同様、(社)いばらき被害者支援センターに移動して第二回自助グループ開催のフォローアップが行われた。

・自助グループを開催するたびにルールを説明するが、毎回必要なものか：毎回説明するのは、自助グループに参加する時の基本的な約束を参加遺族全員が理解することで、安心して安全な場であることを確認するために大切なことである。

・毎回自己紹介をすることの意義について：自己紹介は、ウォーミングアップであり、自助グループの扉と自身の心の扉を開けることになる。

参加者遺族から口々に言われた「時間が短かった」ということについては、参加者遺族は話せる場所を探していたという現れでもあり、安心して話せる場として自助グループの必要性を改めて感じたという意見が出された。前回に比べて参加者遺族から次々に話が出されたが、裁判や刑事司法に対する疑問点や社会に対する怒りが中心に進んだことは、果たして今後の自助グループのあり方としてどうだろうかという疑問点があげられた。都民センター職員から、自助グループは気持ちを分かちあう会であるという認識で、いつでも変わらない姿勢でいくことが大切と助言された。

いばらきでは、今後検討を重ね、自助グループが地域に根付くように努力をすると職員お互いの意思を確認して新たな一歩を踏み出すことになった。

今後の課題

- ・経済的な問題(民間の被害者支援センターは、ほとんどボランティアが中心に活動を行っているため、継続していくための資金調達)
- ・各支援センターの理念を掲げることによる自助グループへの影響
- ・各支援センター自助グループ同士の交流について
- ・開催場所の選定について(地域によって、交通の不便さがある)

以上のように、厳しい課題が残されているが、自助グループの必要性を重視し、今後は地域別の課題と向き合っていかなければならない。

第2節 ネットワーク機能の検討

交通事故被害者支援におけるネットワーク化と自助グループ

(1) 交通事故被害者支援機関の間のネットワーク

経緯

我が国でネットワークというと、各都道府県警察の「被害者支援連絡会」がある。具体的にどのような機関が含まれているかということ、例えば、弁護士会が連携機関として以下のようなものをあげている。

弁護士会、警察庁、検察庁、犯罪被害者の組織（例：全国犯罪被害者の会、交通事故被害者の会など）、精神的支援では(社)被害者支援都民センター・東京都立精神福祉センター・日本臨床心理士会、女性、児童に対する犯罪では東京都児童相談センター・東京都女性相談センター・(財)東京女性財団、暴力団犯罪については(財)暴力団追放運動推進都民センター・日弁連ないし単位会の民事介入暴力に関する委員会、経済的支援では(財)法律扶助協会・福祉事務所（区、市、都）など。

交通事故の被害者支援の展開を考える上で、すでに活動を開始しているこうした既存の犯罪被害者ネットワークを最初に概観することは参考になると思われる。

被害者自身が直面する問題は、多種多様であるだけでなく、複数の問題にかかわることになる。被害者のために総合的な支援組織ができればよいのだが、現実にはまだそのような形での組織は存在しない。そこで、被害者支援活動を行うそれぞれの機関は、専門分野以外の問題については速やかに被害者を他の支援機関に紹介する必要性が生じる。この紹介が行われるためには、各被害者支援機関が他の支援機関の活動についての正確な情報を持っていることが必要になり、関係機関の間の協力関係が形成されることが不可欠である。それは結局、被害者支援機関のネットワークを形成することが重要だということになる。

例えば、東京都犯罪被害者支援連絡会は、警視庁犯罪被害者支援室を事務局とするもので、「被害者の抱える問題は、広範多岐にわたっており、一つの機関・団体だけでなく、被害者支援に関わりを持つ多くの機関・団体が相互に協力、連携することが不可欠の要件となり、「これらが一体となった被害者支援ネットワークを構築し、相互に協力、連携して、被害者に対する支援活動を効果的に推進することを目的として」設立されたという。現在、参加機関・団体は35だが、新たな参加団体も増えているようで、さらに活動の幅を広げていくようである。

最近では、被害者を支援する民間の活動が全国各地で行われるようになり、次第に一般にも知られるようになってきている。これらの組織も、相互に連携を図ることによって、よりよい支援活動ができるというものである。また、同じ趣旨の下、全国各地で活動している組織同士が交流を深めることは、絆の輪を広め、互いの組織への刺激となり、重要である。我が国には、「全国被害者支援ネットワーク」という、民間機関の間のネットワークを代表するものがある。この支援ネットワークは、昨年(2003年)10月3日に、同日を「犯罪被害者支援の日」とする制定記念・中央大会を開いた。このとき集まった各団体は、それぞれが訴えたいこと、知ってほしいことを沢山抱えているということで、中央大会で、そして冊子で、その一端を披露している。「こうしたネットワークに集う者たちにとって、犯罪被害者の声はその活動の原点であると同時に道標となるもの」である。

この被害者支援ネットワークは、1991年10月3日、「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において発せられた一遺族の声がきっかけとなり、発展してきたものである。このネットワークに期待されている役割は、被害者支援に関する社会への広報、啓発と教育、全国各地における民間支援組織設立の推進と連携、民間支援組織の支援スタッフの教育と研修、犯罪被害者の権利を擁護する諸施策の実現や法整備を促す活動、被害者・遺族の自助グループへの支援と、連携であるという。このうち については、「被害者支援者の研修」委員会が、 については、「被害者の権利」委員会が、 . . . については、事務局が中心となって活動している。このように振り返ってみれば、ここ数十年という歴史ながら、我が国でも一步一步確実に被害者の支援活動は前進してきたといえよう。

『犯罪被害者支援ガイドブック』(東京都犯罪被害者支援連絡会、平成15年)によれば、被害者に直接的、間接的に関わるネットワーク会員同士が、相互の業務内容に通じることや担当者同士の意思疎通を図ることで、被害者がいずれの窓口に行っても、その問題に的確に対応できる機関・団体などに引き継いだり、紹介したりすることができる、とする。

ネットワークの効用として、

被害者支援に関する各種情報の収集や被害者支援の広報啓発が図れる。

被害者支援情報の交換や協力連携して支援活動を行うことで、個別的支援活動による業務負担を軽減することができる。

相互の業務内容を理解することで、その機関・団体などが「どこで、何をしているのか」を知ることができ、相互の協力連携体制が強化されることで支援活動が一層推進される。

医療行為やカウンセリング、法律相談など、各々の分野の専門家による被害者の立場に立った支援が期待できる。

被害者や遺族の抱えている問題は、広範多岐であることから、被害者の要望により、よりの確に適応できる機関・団体などや各種制度を相互に紹介することができる。

以上の5点を挙げている。先の被害者支援ネットワークが、その活動の推進、発展を意識すると同時に被害者当人同士の心の触れ合いの場ともなるのに対し、警視庁の犯罪被害者支援室を事務局とするネットワークは、被害に遭った状況の改善、様々な方面からの被害者のサポートを充実させながらネットワーク活動の推進を目指そうとするもののようにみえる。いずれにせよ、今後の被害者支援活動の発展に、ネットワークが必要だということは、十分理解できる。

警察、検察、弁護士が連携機関を組織する範囲については当然把握できるが、民間の団体の場合、各々が様々な趣旨に基づいて活動を行い、その形態も異なるので、全国にある団体のすべてを網羅するのは困難であるうえ、日々新しい活動が生じていることも考えられる。ちなみに、全国被害者支援ネットワークには、2003年10月末現在で、30団体が加盟しているという。

現状

犯罪被害者については、上記のような動きが見られる。確かに、交通事故被害者は犯罪被害者の中の一部であり、交通事故被害者だけでネットワークを形成することにはデメリットがある、という考え方もある。しかし、交通事故被害者は(交通)犯罪の被害者であるという捉え方をすれば、現在ある犯罪被害者支援の制度・組織を活用することは当然可能なので、そのネットワークについて上記で分析してきたわけである。

本年(2004年)早々に出された警察庁の報告によれば、平成15年中の交通事故死者数は、7,702人、前年比で624人の減少。そして、昭和32年以来46年ぶりに8,000人を下回った。負傷者数は、1,181,431人で、こちらは前年比13,576人の増加であった。これに対し犯罪白書を見ると、(交通関係業務上過失を除く)一般刑法犯による死亡者数は、(平成14年で)1,368人、負傷者数は46,762人である。確かに、交通事故の死亡者数が減少していることは、傾向としては認められるものの、その数は、一般刑法犯による死亡者数の5倍以上で、毎年大変多くの尊い命が犠牲となり、多くの人が負傷していることがわかる。今後、犯罪被害者支援機関の間のネットワークのみならず、交通事故被害者関係機関の間でもネットワークが充実することは、単純にこの数を見ただけでも、できるだけ早期に実現するようにすることが望ましいといえるだろう。

交通事故に遭った被害者(及びその遺族)に対して行われる支援は、基本的には、犯罪の被害に遭ったケースと同様の支援が行われる。まずは、被害者や遺族と対応する専門の警察官が、被害者の下に駆けつけ、捜査の手順や刑事手続を説明したり、被害者の家族や職場などに連絡をとったりする。被害者が亡くなった場合には、葬儀の手配などのために、警察署の被害者支援のネットワークを利用することもできる(このネットワークは、地域

の医師、弁護士、会計士、福祉事務所、不動産会社、葬儀会社、警備会社が加入しているというが、地域によってその構成は異なるという。)。さらに、直接的支援、カウンセリング、被害者への通知、裁判傍聴の付き添い、法廷での意見陳述にも、民間の支援団体や、地元の福祉事務所、精神保健福祉センター、検察庁の被害者支援員、弁護士会などが活動している。また交通事故の特徴として、ほとんどの場合に損害保険会社が関与してくる。被害者の示談交渉になると、加害者に代わって任意保険会社の担当者が行き、加害者や加害者の家族などまったく顔を見せないことも多いようである。こうした場合には、被害者の傷ついた心は一層打撃を受けかねない。精神的なケアについては、いつ、どんなときでも対応できるようにしておきたいものである。

以上のような様々な支援活動が、事故が起きたあとの一連の経過から浮かび上がってくる。しかし、先に指摘されたように、地域的なばらつきが見られるということになると、個々の事件により対応も異なる場合もあるだろう。こうした事故に伴い被害者が遭遇する状況を断片的でなく、全体として各団体が把握し、互いの連携を密にしておくことが肝要だ、ということになる。

ここで、交通事故の被害者・遺族に対する調査をしてみることにする。

「被害者らが相談に赴いた窓口」は、1．都道府県の交通事故相談所、2．市町村の交通事故相談所、3．警察の相談所。「さらにこれから相談したい窓口」は、1．都道府県の交通事故相談所、2．警察の相談所、3．市町村の交通事故相談所。一方、これまで相談したかどうかにかかわらず、これから相談したい相談窓口は、1．日弁連交通事故相談センター、2．交通事故紛争処理センター、3．警察の相談所となっている。

その他の相談窓口としては、都道府県交通安全活動推進センター、法律扶助協会、法務省の人権相談、被害者の会や遺族の会など、民間の被害者支援組織、その他、である。

この結果をどう解釈するかは単純ではない。しかし、事件後間もない被害者にとって、(裁判等を含む)事故処理について直面しなければならないことに、できるだけ多くの情報を得たいという気持ちがあることは否定できない。そうなれば、各都道府県や市町村の相談所が上位に位置するのは推測できることである。また、上記のような窓口が上位の理由としては、警察との連携ができていないか、という点も考慮されるべきであろう。民間の支援組織が上位でないのも、現時点で全都道府県に支援機関が出来ているわけではないし、各組織によって活動内容も様々である。ある一定の人員や活動内容を備えてはじめて、警察との連携も可能となることも考えなければならない。

それゆえ、数字が高くないからといって、民間の被害者支援組織やその会などについて軽視することはできない。被害者にとってまず否応なく直面する事故後の処理・手続とは別に、心のケアを中心に対応する民間組織は、明らかに役割が異なるのである。今後の展開を考えれば、上記に掲げる各窓口の連携が進めば進むほど、数の変化の可能性も高まるだろう。

ところで、交通事故被害者による講演活動は、被害者支援というよりは、加害者に犯した事故の重みを理解してもらい、被害者を一人でも少なくしようとする、という趣旨で、意義深いものがあるという。講演活動は、交通安全関係団体や、交通刑務所などの主催となるが、啓蒙活動として効果が高い。こうした活動がますます行われるようになるためにも、さまざまな団体のネットワークの充実がかぎとなるだろう。

(2) 交通事故被害者支援におけるネットワーク化の具体例

交通事故に遭った被害者・遺族（及び後遺症者）の関係の活動は、その活動内容によってさまざまなものが考えられる。広報活動中心のグループ、政策改善・変更を求めるグループ、ネットワーク活動の支援団体、精神的ケア中心のグループ、経済的支援を目指すもの、そして自助グループがある。また単独で活動するものもある。それぞれの趣旨に基づく活動が全国各地で行われたり、相互にネットワークを築いているものもあるだろう。

ここでは、交通事故被害者遺族の活動の一例を紹介し、具体的な動きを追うこととする。

「交通事故被害者遺族への支援例」

大学生だったご子息を飲酒運転者により奪われ、悪質な運転者への量刑の見直しを訴える署名活動を行い、「危険運転致死傷罪」成立につなげた交通事故被害者遺族への支援から。

平成 12 年 4 月事件発生：大学生 2 人が飲酒暴走無免許無車検車に撥ね飛ばされ、亡くなる事故が発生する。事故直後、水戸被害者援助センターから被害者支援都民センター（以下「都民センター」という。）へ電話連絡が入る。詳しい状況が分からないとのことで、都民センターでは新聞記事で探し、情報を得る。

2 日後：葬儀が行われる。その時点で都民センターの連絡先を遺族に伝える。

4 日後：都民センターが、遺族に手紙を出す。内容は「刑事司法に関すること・加害者との対応時の注意点・業務上過失致死罪についてなど」遺族として知っておいた方がよいことや精神的症状について書く。

7 日後：事件を担当する県警に、都民センターが支援開始予定と連絡をするも、県警が関わっているので支援の必要なしとの返事がくる。

9 日後：都民センターが遺族宅を訪問し話を聞く。遺族は「とにかくこれからどうなっていくのが不安なので教えてほしい」と言い、加害者が裁かれる刑のことや遺族として何が出来るのかを 3 時間近く訊かれる。まだ事故が起きたことが現実のことと思えず茫然自失の状態で、担当県警から渡されていた被害者用の手引きも読めないということだった。

14 日後：食事もとれていないことがわかったので、遺族の近くに住んでいる知人に依頼し、お弁当を届けてもらうと同時に状況把握も依頼する。

24 日後：新聞の投書欄に遺族の声として載せてもらえたことから、「今後自分がやるべき役割が見えてきた」という。この間、FAXや電話による励ましを定期的に行う。

39 日後：事故前に計画していた個展を追悼個展にする。その個展の案内を、遺族が都民センターに持参する。

46 日目：加害者の罪の軽さを訴えたいので協力をしてほしいと言われたことから、被害者に理解のあるメディアを紹介していた。その結果、テレビ番組を作ってもらえることになったので、都民センターも取材に協力してほしいと連絡がある。

51 日目：都民センターからの助言を実行したため、裁判で証言をさせてもらえ、担当検事に出した手紙や新聞の投書を証拠として採用してもらえたので、うれしかったと連絡が入る。第 1 回公判日が決まる。

52 日目：都民センターから検察庁へ連絡し、公判当日、検察庁の被害者支援員によるサービス提供、被害者遺族用待合室の確保について依頼する。話し合いの結果、公判後も説明会を開いてくれることになる。

59 日目：都民センター相談員が、地検及び裁判所を訪問し、担当課長、検事、事務官等に面会し、遺族への対応を依頼する。

60 日目：悪質な運転者に対する厳罰を求める署名活動の署名用紙（案）が出来たので、確認してほしいと連絡が入る。知人の弁護士に内容を確認した後、「よく出来ている」という返事を遺族に伝える。

66 日目、68 日目：「加害者から手紙が来たがどうすればよいか」「公判当日、早く検察庁に来るように電話があったがどうすればよいか」等、動揺した相談電話が入る。

81 日目：第 1 回公判に、都民センターより付き添う。加害者の姿が見えると、飛び上がらんばかりに全身で怒りを表す。公判後、裁判所の課長が説明会を開いてくれる。その後、希望していた起訴状をもらう。論告求刑要旨や判決要旨もほしいと希望する遺族の心情を都民センターが代弁し、被害者へ理解を得る。

90 日目：都民センターの遺族の自助グループに初めて参加する。芸術での表現方法を知っているのが被害について話さなくてもよいと思っていたが、言葉で語る大切さがわかったとの感想。以後、面接も実施することになる。

102 日目：第 2 回公判に都民センターから付き添う。裁判長の判決要旨の文面が、「自分が裁判官に出した手紙の内容がそのまま使われていた」と言い、親として精一杯行動したという満足感を得られたという。その後もメディアの協力を得て、被害者の現状を取り上げた番組が作られる。自助グループのメンバーも協力し、署名活動を全国で展開する。

その効果があり、平成 14 年 11 月、刑法に「危険運転致死傷罪」が成立する。

被害直後から、相互に協力する体制が整っていれば、適切な支援を受けることが可能であり、関係機関や社会や周囲から二次被害、三次被害を受けることが少なくなるし、被害

者であっても、人の目を気にせず被害体験を活かし社会改革をしたいと思えるようになる。

被害者になったことで気づかされた社会の理不尽さや不平等さを、堂々と発言できそれを受け止める度量のある社会は、一人一人の人権が尊重される、次の世代が暮らしやすい、成熟した社会でもあると思う。

交通事故被害者自助グループの今後の課題

次第にさまざまな被害者支援活動が拡大し、相互のネットワークが重視されていくことが必至であると思われる中で、自助グループの役割にも大きな期待が寄せられるだろう。自助グループは、他の支援活動とは異なる意義を有している。事故による被害者自身がこの自助グループの活動へ参加することを通じて、被害者本人の内面にさまざまな影響を与えられるからである。世間的には、「自助」と聞いてもまだイメージがわからない人も大勢いるだろう。しかし、先に見たように、年間で8,000人弱の事故による死者が、そして100万人以上の負傷者が記録されている現実からも、多くの被害者・遺族の「声にならない叫び」が押し寄せてくるようである。被害者支援活動がこの分野に力を注ぐことは意義深いことだということは理解できる。

しかし、その実態については、正確に把握されていない。各地で産声をあげた自助グループは、全国でいくつ存在するのか、具体的にはどのような内容の活動を行っているのか、活動のめざす方向性は妥当であるのか、などの点について総括しているような組織はないのである。例えば、都民センターでは、各自助グループとは、必要なときに連絡をとる程度のところがほとんどで、連携をとる段階には至っていないという。そのような中でも同センターと(社)いばらき被害者支援センター等、数カ所の各自助グループ間のネットワークはすでにある。また別に、自助グループの連合体というものもあれば、個々の自助グループが他機関とネットワークを築けるものと思う。このように、自助グループの活動はグループによって非常にさまざまなのである。順序としては、まず全国各地に自助グループを備える必要がある。そして、各自助グループが独自の活動内容を求め、築いていくのと並行して、同じ趣旨のもとに作られたグループ同士が、互いの活動内容を報告し合い、今後の発展に向けて刺激し合っていくことが重要となる。この点については、「被害者の自助グループを育成するために、精神科医や心理関係者、弁護士等を公的機関が助言者として派遣してくれる人的・経済的支援制度が十分に行われることと、安心して被害者が集まれる場所の確保。グループ同士のネットワークと、研修制度があればより効果的なグループ活動が展開できる」ことが、すでに提言されている。今回の事業として、自助グループの立ち上げ支援が行われたことは、その一步を踏み出したものといえるだろう。

被害者・遺族は、自助グループを通じて、互いの経験を共有し合うだけでなく、心の内に閉じ込められていたものを少しずつ口に出していくことで、感情のコントロールが可能になる。さらに、自助グループのネットワークを実現すれば、その活動を通じて、社会へ反映させることで、亡くした者を活かしているという意義を実感することができるのである。他のグループ、他の機関とネットワークを持つことは重要である。自助の効果として、うつ傾向の改善、社会への信頼の回復、感情のコントロールがあることは、常に念頭においておくべきことである。

自助グループを大きく2種類に分類すると、一つは民間の支援組織に付随するものと、独自の活動を行うものがある。それぞれの団体が、それぞれの趣旨の下に活動している、という状況が、ネットワーク機能がなかなか進んでいかない要因にもなっている。

被害者・遺族、あるいは支援者が、一人でできることはどうしても限られてしまう。先に述べたように、個人を超えたネットワークの必要性は十分にある。では、ネットワークにはどのようなモデルが考えられるか、というと、民間の支援組織に付随するもの、付随する者同士のネットワーク、例えば東京や水戸などで、それぞれの地域に複数ある自助の間のネットワーク、独自に活動しているもの（行政に関わっていないもの）もある。実際に、これらすべてを視野に入れるのは困難である。そこで独自に活動するものは、まずはネットワークの対象から除くことになるだろう。

ネットワーク形成に向けて、まずは、民間の支援組織に付随する、あるいは連絡のとれる自助グループを対象にして進めていくことになる。

交通事故被害者のネットワークについて今後の方向性を考えるならば、まず年間を通じて活動一般を統括する事務局の存在を確保されることが望ましい。（事務局については、新たに設ける、既存の団体の代表で作る、既存の団体で順番に担当する、など考えられる。）そして、各団体の代表による、定期での会合等を設ける必要があるだろう。

活動内容としては、

研修：自助立ち上げ後の活動状況について。

シンポジウムの開催：各団体の交流を深め、活動内容の一層の発展を図る、など。

インターネットを活用し、各団体の活動内容を公開し、意見交換の場、イベントの告知、などを行う。

第4章 パイロット事業

はじめに

交通事故被害者支援事業における「パイロット事業」の目的は、交通事故被害者支援に関する海外の先駆的な研究あるいは実践活動についての情報を収集すると同時に、その成果をわが国における交通事故被害者支援事業への応用の可能性を検討するところにある。

本年度は、大規模な交通事故が発生した場合の「危機応答チーム」(Crisis Response Team) について、アメリカ合衆国における具体的な活動の状況およびそれに携わる活動員の養成プログラムについて研究することとした。具体的には「全米被害者支援機構」(National Organization for Victim Assistance)(NOVA) による、「危機応答チーム」活動について紹介すると同時に、そのための活動員を養成するための訓練課程についても紹介することとした。この目的を達成するために、NOVA の「危機応答」活動に関する文献を検討すると同時に、訓練課程に参加し、その内容および訓練方法について研究することとした。

以下本文においてその成果を報告するが、これにより今後のわが国の交通事故被害者支援事業の発展のために何らかの貢献をすることができれば、何よりの喜びとするところである。

調査の目的および方法

交通事故の発生形態は多様である。また、その発生形態により被害者（以下、被害者本人および遺族・家族を含むものとする）の受ける被害の種類や程度、さらにはそれへの対応も異なってくる。

交通事故の被害者が直面するさまざまな問題やそれへの対応については、この「交通事故被害者支援事業」において研究してきたところであるが、そこでの研究の対象は、主として、被害者本人の数が多くても数人である、比較的「小規模」な形態の交通事故であった。しかし、交通事故のなかには、十人以上あるいは数十人の被害者が関わるものがある。例えば、集団登校途中の児童の列に自動車が突っ込み、多数の死傷者が発生した場面を想定してみよう。そこには、負傷した児童およびその家族、死亡した児童の家族、一緒に通学していた目撃者である児童およびその家族、それらの児童が所属する小学校の他の児童やその家族および教職員、さらには事故が発生した地域の住民、などさまざまな人々が関わりを持つことになる。このような場合には、通常の「小規模」な事故の対応方法では、適切に対応しきれないことが生じる。従って、多くの人々を対象とする対応や被害者支援が行なわれなくてはならないこととなる。そのような対応方法の一つが「危機応答チーム」による活動である。

「危機応答」とはどのような活動であるか、またそれを行う「危機応答チーム」とはどのような集団であるか、については後に詳しく紹介するが、NOVA の定義に従うと、「危機応答チーム」とは、次のような集団を指す。

「地域社会全体にわたって心的外傷を生じさせるような出来事の直後において、援助の要請に 24 時間以内に対応しうる、訓練を受けたボランティアの集団。」

このような「危機応答チーム」の活動は、わが国においても、震災や小学校における児童死傷事件などにおいて既に実施されているが、交通事故の被害者に対しては、まだ一般的になっていないように思われる。そこで今回の「パイロット事業」においては、「危機応答チーム」の活動の交通事故被害者への適用の可能性を検討するために、まずアメリカ合衆国の NOVA による「危機応答チーム」の活動について研究することとした。NOVA は後述するように、主として犯罪の被害者に対する支援に関するさまざまな活動を行なっているが、「危機応答チーム」については、犯罪事件だけでなく事故や災害などにも派遣しているので、わが国における交通事故への「危機応答チーム」の活動を検討する場合、参考となる部分が多い。

以下においては、目次の項目に従い、NOVA 自体の紹介を行なうと共に、その「危機応答チーム」とのかかわりを持つ活動を紹介することとする。

執筆に際しては言うまでもなくさまざまな資料を参照したが、本報告書の性格上、その出典等については詳しく言及していなが、ご了解をお願いする次第である。なお、「NOVA の『基礎危機応答訓練』の実際」については、主として平成 16 年 3 月 22 日より 26 日までの 5 日間に亘り、アメリカ合衆国オレゴン州ウィルソンビルで開催された「NOVA 全国危機応答チーム基礎訓練講座」に参加した際に得た資料等に基づき、記述したものである。

NOVA の概要

1 NOVA の目的

NOVA(National Organization for Victim Assistance)(全米犯罪被害者支援機構)は、犯罪被害者支援を行う民間団体であり、その設立は 1975 年である。従って NOVA は、アメリカ合衆国で、最も長く犯罪被害者支援活動を行っている団体であると言える。

NOVA の目的は、犯罪および大惨事などの被害者の権利を確かなものとすると同時に、被害者に対する支援活動を行うことである。NOVA には、全米において被害者支援を行っている公的機関および民間機関、刑事司法機関、精神保健関係の専門家、研究者、被害者や遺族などが会員となっている。

2 NOVA の活動

NOVA の活動は、次の 4 種に大きく分類される。すなわち、被害者の権利の代弁および擁護活動、被害者に対する直接的支援活動、専門家に対する支援活動、および会員に対するサービス活動である。以下、そのそれぞれについて、危機応答活動との関係に注意しながら、簡単に紹介することとする。

(1) 被害者の権利の代弁および擁護活動

NOVA は被害者の権利を代弁し、またその権利を擁護するために、さまざまな立法活動に関わっている。それらの代表的なものとしては、犯罪被害者補償制度の拡充のための提言、「反テロリスト法」の制定作業への協力、被害者衝撃陳述(Victim Impact Statement)に関する各州の立法作業へのアドバイス、連邦憲法における犯罪被害者の権利条項の追加のための活動、「全米被害者権利週間」の制定のための活動、などが挙げられる。

(2) 被害者に対する直接的支援活動

NOVA の活動開始時においては、NOVA の活動目的に直接的支援活動は含まれていなかった。しかしながら、活動開始当初からほかに頼るべきところのない犯罪被害者から直接的支援の要請に応えることがしばしばあったことから、その後直接的支援をその活動目的の一つに加えることとなった。現在、NOVA は次のような直接的支援活動を行っている。

まず、NOVA は 24 時間ホットラインを開設している他、手紙や FAX などによる相談にも応じており、年間の受理件数は 6 万件に上るといわれている。その多くは他機関に紹介されその対応に委ねられるが、直接対応することもある。なお、NOVA の本部はワシントン D.C.に置かれていることから、ワシントン D.C.における法執行機関などとコロンビア特別区被害者支援ネットワークを設立して、これらと連携して直接的支援活動を行っている。

次に、NOVA は危機介入チームによる直接的支援活動を行っている。この活動が開始されたのは、1986 年のオクラホマ州のエドモンドの郵便局の爆破事件の直後である。この活動については、本報告書の他の部分で詳しく紹介する。なお、この危機介入チームの活動は、OVC⁽¹⁾の資金援助を得て行われることもある。また、NOVA のこの活動は、FEMA⁽²⁾や全米交通安全委員会と連携して行われることもある。さらに、NOVA はレバノンにおいてアメリカ市民が人質となったとき、その家族に対する支援活動なども行ったことがあるなど、広範囲の直接的支援活動に従事している。

(3) 専門家に対する支援活動

NOVA が行う専門家に対する支援活動は、次の 2 つに大別される。第 1 は被害者支援にかかわる専門家に対する一般的な教育・研修活動であり、第 2 は最新の問題に対応するための特別セミナーなどの開催である。

前者、すなわち一般的な教育・研修活動であるが、これには全米各地で開催される、多種多様な専門家に対する研修会などが代表的なものである。また、さまざまな研修用の教材の開発をし、それらの刊行も行っている。また、「全米危機応答チーム訓練研究所」(National Crisis Response Team Training Institute) と呼ばれる、危機応答チームに関する研修会の開催がある。これには、40 時間の基礎コース、24 時間の上級コース、および 50 時間の訓練者のためのコースがある。これらについて、特に基礎コースについては、後に詳細に紹介する。

後者の最新の問題に対応するための特別セミナーであるが、これには例えば MADD (Mothers Against Drunk Driving) (飲酒運転に反対する母親たち) と共同で開催した、自助グループに関する研究会や、連邦憲法における犯罪被害者の権利条項制定のための研究会などが、含まれる。

(4) 会員に対するサービス活動

NOVA は個人会員および団体会員あわせて約 4,500 の会員を擁している。これらの会員に対するサービス活動としては、会報の発行および全国大会の開催が挙げられる。特に全国大会は 2,000 人以上が参加する非常に大規模なものであり、「北米被害者支援年次大会」と呼ばれている。

(1) OVC : Office for Victims of Crime (司法省犯罪被害者対策室)

(2) FEMA : Federal Emergency Management Agency (連邦危機管理庁)

3 NOVA の組織

NOVA は 1975 年に、研究者や、強姦被害者援助センター、DV シェルター、検察官事務所、法執行機関および民間機関における被害者支援担当者などによって設立された。設立当初においては、運営はボランティアによってなされ、また運営資金は主として寄付によるものであったが、その後の組織の発展に伴い、組織および運営は大きく変化している。

まず、NOVA の運営方針の決定は 22 人の理事によって構成される理事会 (Board of Directors) によってなされる。理事は、会員総会によって選出され、その任期は 3 年である。そのほかに 7 人の指名理事が存在する。なお、これらの理事は無給である。それぞれの理事の背景はさまざまであり、刑事司法、精神保健、軍、教育、地方自治など、多様に富んでいるものである。なお、理事会において理事長 (President) が選出され、理事長が組織の代表者となる。現在の理事長は、Beth Rossman ある。

理事会は、事務局長 (Executive Director) を雇い、さらに事務局長はその他の職員を雇用する。現在の事務局長は、わが国でも広く知られている、Marlene Young である。現在フルタイムの専任職員は 6 人であり、そのほか数名のパートタイムの職員がいる。そのほかに、数多くのボランティアが NOVA に関わっている。このうち、本稿の目的との関連で重要なのは、危機応答チームにおいて活動するボランティアであり、現在 2,000 人以上が登録されている。

NOVA の「危機応答チーム」の活動の歴史

1980年代にNOVAは、大規模な犯罪、事故、災害などが、地域社会全体に対して心的外傷を与えるという事実注目するようになった。その結果、犯罪、事故、災害等の大惨事直後に、心的外傷に直面している人々に対する「危機応答チーム」による活動を開始することを決定した。

1986年8月20日に、NOVAによる最初の危機応答チームが、オクラホマ州エドモンドに派遣された。前年に開発されたマニュアルに従い、7人によって構成された危機応答チームが、事件から24時間以内に現地に到着し、活動を開始した。これ以来現在に至るまで、NOVAは100回以上、危機応答チームを各地に派遣している。

これらの数多くの派遣の経験から、NOVAは危機応答チームによる活動を効率的に行なうためには、数多くのボランティアの統率およびボランティアのケアを中心的に行なうこととなった。

現在、NOVAの危機応答チームによる活動は、次の3種の活動に要約することができる。

- (1) 心的外傷に直面し困難に陥っている住民を、地域の責任者が特定するに際しての支援を行なう。
- (2) 危機応答チームが到着した後に、地域の援助者の訓練を行なう。
- (3) 「デブリーフィング」という名前でも知られている、集団的危機介入プログラムを開催する。

「危機応答チーム」の活動の実際

「危機応答チーム」(Crisis Response Team)(CRTの略語が用いられることが多い)およびその活動内容については、さまざまに定義され、また説明される。以下においては、NOVAのマニュアル⁽³⁾に従い、「危機応答チーム」の定義、活動、およびその具体的な運営方法を紹介することとする。なおこの章は翻訳であるので、節の番号の振り方は他の章とは異なっているが、ご了解をお願いしたい。

[はじめに]

A. 定義

1. NOVAの「地域社会危機応答チーム」の定義は次の通りである。

地域社会全体にわたって心的外傷を生じさせるような出来事の直後において、援助の要請に24時間以内に対応しうる、訓練を受けたボランティアの集団。

2. 「地域社会全体にわたって心的外傷を生じさせるような出来事」の定義は次の通りである。

地域社会の全体にわたって心的外傷を生じさせるような出来事とは、生命を脅かすような傷害や死亡を生じさせる出来事のことである。その出来事が広範囲の心的外傷を生じさせるかどうかを判断するために参照すべき基準は、以下の要素を含むが、これに限定されるものではない。

a.人々が互いに親しい関係で結ばれている地域社会において発生した出来事であること

b.複数の目撃者が存在する出来事であること

c.たとえば公的な人物の暗殺や保育所での児童殺害のように、その事件の直接の被害者が地域社会にとって特別な重要性を有する出来事であること

d.地域社会が修羅場あるいは極端な悲慘的状况にさらされるような出来事

e.メディアの大きな関心を引き起こすような出来事

⁽³⁾ Marlene A. Young, *Responding to Communities in Crisis: The Training Manual of the Crisis Response Team*, Kendall/ Hunt Publishing Company, 1994, pp.12-1 – 12-13.

- B 最近の地域社会の危機の例としては、ロングアイランドの鉄道における大量殺人事件、ニュージャージーにおける検察官補の強盗殺人事件、サンタモニカにおける火事、中西部における洪水、アラバマにおけるアムトラックの列車の脱線事故などが挙げられる。

[具体的な内容]

A 危機応答チームの目的

1. 大惨事の直後において地元の援助者が直後および長期的な活動計画を立てるのを支援する。
2. 地元の援助者の大惨事に対応しようとする試みを援助する。
3. 地元の援助者に対して、危機応答や心的外傷への長期的ストレス反応について訓練する。
4. 危機的な状況に置かれている人々へのデブリーフィングの模範を示して、地元の援助者を支援する。

B サービスの段階

1. 印刷物、訓練の概要、ビデオテープ、その地域における活用資源一覧表などを含む、災害支援に関する資料を送る。
2. 電話相談を行なう。なおそのような相談は、地域社会との以下のような合意に基づかなければならない。
 - a. 地域の機関は、その大惨事への対応において主導的役割を果たすものとする。NOVA がその人を通じて援助を提供することができる連絡担当者を決定する。連絡担当者は、大惨事への対応に際して生じたことがらを一日に 2 回電話により NOVA に連絡するものとする。
 - b. NOVA は他機関の紹介や相談に毎日 24 時間態勢で対応する。
 - c. NOVA は地域の職員およびボランティアの電話によるデブリーフィングに対応する。

3. 地域の危機応答チームを援助するための現場での対応については、以下の指針に従うものとする。

a. 地域の機関が対応組織が作られたことを確認し、主任連絡担当員が指名されること。

b. 主任連絡担当員は NOVA の訓練を受けており、また危機応答および介入に関する NOVA の方式を理解していなければならない。

c. 地域の機関は、職員およびボランティアを、危機応答に関する NOVA の方式に従って活動できるように訓練しなければならない。

d. NOVA は、「全米危機応答チーム」から 1 名ないし 2 名を、その地域社会に派遣するものとする。派遣されたものの役割は相談、指導および訓練に関する支援に限定される。これらのものは、直接的な個人および集団に対するカウンセリングという介入活動に関わってはならない。

e. 「全米危機応答チーム」が現地から自分の本拠地に戻った直後に、NOVA は長期的な計画に役立てることのできる勧告を地域社会に提供するものとする。

4. 現場での危機応答チームの配置。以下においてはサービスの諸段階のうち配置につき、それがどのように行われるかについて論じることとする。

C 配置のために適切なチームの構成員を選択するための指針

1. 問題となっている大惨事の型、およびその種の悲劇に関する個人の経験の型についての評価がなされるべきである。同種の大惨事を経験した者がチームのメンバーとして活用されないことがしばしばあるが、それは危機応答に関わることによって解決がなされていない反応が引き起こされることがあるからである。他方、同種の大惨事を経験した者が介入を行うに際して識見を示すことがあるが、それも経験の賜物なのである。

a. ほとんどの危機介入チームにおいては、以下のような専門職の代表との連携が行われなくてはならない（しかしながら、一人の人が二つ以上の役割を確実にこなすことができることもしばしばある）。

法執行機関を代表する者（その代表者が現在は管理部門を担当するものであっても警邏の警察官の経験があることが望ましい）

心理学者あるいは精神科の医師

被害者支援サービスを行うカウンセラー

聖職者

医師

児童カウンセラー

b. チームのメンバーの特性を地域社会の人々の特性と一致させる努力がなされるべきである。考慮されるべき特性としては、人種的・民族的構成、社会経済的背景、教育的背景、都市部であるか農山村部であるか、言語、宗教的背景などがある。

c. 個人の性格も考慮されるべきである。理想的な危機介入チームの構成員はカリスマ的であり、柔軟性に富み、如才なく、かつ忍耐強いチームワークが得意な人である。また常識を有しており、自己中心的ではなく、自分が貢献していることについての認識に関心を持っていることが望ましい。

d. チームの構成員のすべてが地域社会に対する危機介入の訓練を受けるつもりであり、また NOVA の危機応答に関する指針、デブリーフィングの指針および訓練要領を遵守するつもりであること。

e. チームの構成員のすべてがボランティアであること。

2. チームの構成員の役割

a. チームの指揮者 (leader): チームと地域社会の間の公式的な連絡係としての役割を果たす。現地におけるチームの構成員の配置を行なう。メディア担当の係りが別に指定されていない場合には、スポークスマンとしての役割を果たす。必要に応じて構成員のデブリーフィングと保護・管理を行なう。一般的には、チームの指揮者は学術博士あるいは医学博士の学位を有する男性の精神保健の専門家であることが望ましい。

b. チームの管理者 (manager): 管理者は、有給であれ無給であれ、通常は NOVA の本部職員である。管理者は全ての後方支援部門を担当する。チームと NOVA 本部との連絡係を担当する。チームの指揮者に対して指令書を準備するほか、必要な援

助を行なう。物品および NOVA の資料の配送を担当する。危機応答活動の終結の際に、NOVA 本部に報告を行なう。

c.メディア連絡係：メディアからの全ての問い合わせを担当する。必要に応じて記者会見を開催する、チームの指揮官が担当する場合を除いては、チームのスポークスマンとしての役割を担当する。メディア連絡係は、チームの管理者または指揮者が兼ねても構わない。

d.チームのその他の構成員：チームメンバー全員は、与えられた任務の全てを果たさなくてはならない。構成員は、危機応答に関する基本的な事柄について3時間の講義を行なうことができる能力を持っていることが期待される。

3. 時間に制約がある場合において、大惨事への危機応答の際の地域社会での滞在時間は、一般的には約 48 時間である。数日、数週間あるいは数ヶ月にわたる大惨事の場合では、滞在期間は長期となることもある。しかしながら一つのチームが連続して滞在するのはおそらく5日までである。長期の滞在が必要な場合には、第二のチームが第一のチームと交代することになる。

4. 地域、地区あるいは州のチームが存在する場合において、NOVA の指針を用いることのできる場面は次のようなときである。

a.地域の支援者が心的外傷に直面しているとき

b.外部のチームの方が政治的敵対や地域における対立を荒立てないような場合や後方支援が促進されるような場合

c.地域社会に対する援助を行なうために、あるいは現在活動しているチームが経験したことがないような問題を処理するために、全国的な組織の「配備」が求められているとき

d.地域にチームが存在する場合には、地域のチームの指導部の許可が無ければ、NOVA は大惨事への危機応答をすることはない。ただし地域のチームが適切さを欠いていることについての明確な理由が地域の代表によってなされている場合には、この限りではない。

5. 現地におけるチームの構成員の行動指針

- a. チームの構成員は可能であれば全員が大惨事の現場に行くものとする。
- b. チームの指揮者の許可なしには、チームの構成員はメディアに話してはならない。
- c. チームの意思伝達の秘密が守られないところでは、死体に関する冗談（morgue humor）を言ってはならない。
- d. チームの構成員は、チームの指揮者の許可を得ることなしに、会見などの約束をしてはならない。
- e. チームの構成員は、原則として、他の構成員と夕食および朝食を一緒にとることを心に留めておかななくてはならない。ただし他の予定などがチームの指揮者によって認められている場合はその限りではない。
- f. チームの構成員は、地域において接触のある人々の行為や行動についての悪口は、たとえそのことが他の構成員と認識を共有することであっても、言ってはならない。
- g. チームの構成員は、地域の受け入れ側の人々に対して、食物、輸送、資料のコピーや他の援助を求めるなどの個人的な要求をしてはならない。
- h. チームの構成員の身体が快適であることに、高い優先順位がおかれるべきではない。このことは、場合によっては、構成員は食物、睡眠、練習なしに出動することがあることを意味する。チームの構成員は、厳しい気候に晒されることもある。宿泊施設は豪華ではなく、また食物は劣ったものであるかもしれない。地域の受け入れ側に苦情を言うべきではないし、また構成員の間で文句を言うとしても可能であれば最小限のものに止めておくべきである。
- i. チームの構成員は NOVA の代表としてその地域社会にいるのであるから、指示されたとおりに活動を行うべきであって、チームの指揮者や管理者に承認されていない行為を行ってはならない。
- j. チームの構成員は、チームの指揮者または管理者によって定められた全ての規則を遵守しなければならない。定められた規則に違反した構成員は、即座に戻されるものとする。

k. チームの構成員の服装基準

男性：スーツあるいは背広型の上着、履き心地のよい靴、リラックスするときのカジュアルな服。

女性：ワンピースあるいはスーツ。赤あるいはピンクが主な服装、あるいは黒尽くめの服装は望ましくない。履き心地のよい靴、およびワンピースやスーツ用の靴。但し、つま先が露出しているものは不可。過剰な装身具類は不可。必要なときのために、スラックスおよび歩行用の靴を準備する。

雨具やオーバーコートなど、天候の変化に対応できるものを忘れてはならない。

特定の職業の象徴となるものを持ってゆく。たとえば、聖職服、法執行官のバッジ、看護婦のバッジ、制服など。

D. 危機介入チームによる対応の「ハウツー」

1. 援助サービスの提供、あるいは援助の要請への対応

a. 電話：被害者支援機関、法執行機関、検察官、郡の責任者、市長などがから、自分が中心的な連絡担当者であるとの申し出がある。

b. 提供：自分が NOVA の誰であることをまず述べる。危機応答チームがどのようなものであるかを簡明に説明する。相手方が援助を望んでいるかどうかを尋ねる。

c. 今まで支援を受けたところを示し、そこに問い合わせをするように案内する。

d. チームの構成員になる見込みのある人 10 人ないし 12 人に連絡を取る。出勤の待機をするつもりがある者を見つける。

e. 地域の主要な連絡担当者が、危機応答チームが必要であると判断した場合は、チームの構成員を 72 時間まで待機させる。彼らに自分の荷物の準備をさせ、次の指示があるまで出勤の準備をさせる。

f. チームの構成員になる見込みのある者のために、旅行に関する印刷物を用意する。

2. 地域の主要な連絡担当者が危機応答チームを必要と判断する場合には、その者に以下のことを求める。

- a.地域の関係機関の了承を得ること。関係機関には、以下のものが含まれる。
- 警察署あるいは保安官事務所
 - 精神保健機関
 - 危機管理機関
 - 自治体の首長
 - その大惨事が犯罪がらみのものである場合は、検察官
 - その大惨事が州全体にわたるものであるか、州全体からの反応があると思われる場合は、州知事あるいは州検事総長
 - 州の被害者支援部門
 - 被害者支援機関
 - その他適当と思われる機関
- b.NOVA に対して、以下のようなその地域社会の特徴を知らせよう求める。
- 住民の特徴（民族、社会経済的特徴、主要な産業、教育水準、年齢、宗教）
 - 過去において心的外傷を経験したかどうか
 - 政治的な関心
 - その地域の人柄
- c.現場でのチームの本拠地の場所。少なくとも一つの、可能であれば複数の通信手段が利用できなければならない。
3. NOVA の危機応答チームの調整者は、地域社会からの情報を基に検討して、チームの構成員を選び出す。
4. チームの構成員と連絡を取り、旅行の手配をする。
5. NOVA の危機応答チームの職員およびボランティアは、NOVA が対応することが明らかになり次第、必要な物品の荷造りをしなければならない。
6. 地域の主要な連絡担当者に、以下の必要な物品を用意するよう求めなければならない。
- a.訓練やデブリーフィングに用いるためのフリップチャート（一枚ずつめくれるようになっている解説用の図表）とその筆記用具
 - b.デブリーフィング用のコーヒーと清涼飲料

- c.可能であれば、その他の軽い飲食物
 - d.灰皿
7. 対応する危機については、NOVA が支援を提供したときから NOVA が現場を離れるまでの間、ニュースを通じて状況を見定めなくてはならない。
8. 地域の主要な連絡担当者は、同様に地方紙の全ての記事を保存することを求められる。
9. チームの構成員は以下の事柄について知らされるべきである。
- a.チームの指揮者が誰であるかということ、またチームの管理者が誰であるかということ（NOVA の職員）
 - b.行動および服装に関する指針
 - c.地域社会の中において気付くことになると思われる、その地域の政治や組織に関する何らかの関心事。
 - d.チームの構成員は誰でも、持ち込み手荷物については一個だけに制限される。
 - e. NOVA の本部職員およびボランティアは、チームが現地で出会うことになる人や直面する重要な事柄に関する文書を提供する責任を有する。
10. 危機に対応するための手順には、一般的には、以下の活動が含まれる。
- a.最初の集合場所における、チームの会合（チームの構成員は、他のいかなる会合にも先立って、お互いに会わなければならない）
 - b.チームの現場への訪問
 - c.地域の連絡担当者との計画に関する打ち合わせ
 - d.地域の援助者すべてに対する訓練集会

e.危険度が高いグループに対するデブリーフィングの集会。考えられるグループとしては以下のものがある。

- 救助職員
- 救急医療関係者
- 被害者および遺族
- 法執行官
- 消防士
- 地域の被害者支援関係者
- 子ども

f.地域社会全体に対する一回あるいは数回のデブリーフィング集会

g.チームの構成員のための毎晩のデブリーフィング

h.現地を離れる前の、地域のチーム構成員との最後のデブリーフィング

i.地域の援助者との臨時の会合

j.記者会見および記者との面談

11. NOVA の本部の職員は、以下の事後的な処理を行う。

a.チームの構成員にお礼の手紙を書く。

b.地域の受け入れ担当者および援助者にお礼の手紙を書く。

c.現地において援助することができなかった被害者あるいは遺族に（可能である場合には）援助の申し出をする。

d.少なくとも以下の頻度で、現地の連絡担当者と連絡を取る。

- 現地訪問後 1 週間以内
- 現地訪問後 1 ヶ月後
- 現地訪問後 3 ヶ月後
- 現地訪問後 6 ヶ月後
- 現地訪問後 1 年後

[結論]

「準備ってというのは、何かをする前にしておくことだよ。そうすれば、実際にするときにはバタバタしないですむんだ」

(A.A.ミルン『クマのプーさん』のクリストファー・ロビンのことば)

NOVA による「危機応答チーム」の訓練課程

1 訓練課程の種類

訓練課程は、「基礎危機応答訓練」(Basic Crisis Response Training)、「上級危機応答訓練」(Advanced Crisis Response Training) および「訓練者のための訓練」(Training of Trainers) の3種である。以下、それぞれについて簡単に紹介する。

(1)基礎危機応答訓練

基礎危機応答訓練は、40 時間の講義および演習等によって構成されており、5 日間にわたる講習会において開講される。

この訓練においては、危機応答計画の立案、危機介入のための技術等が、講義および演習形式で提供され、これを受講することによって危機、心的外傷、危機介入などについての基礎的知識を習得できることとなっている。

なお、このカリキュラムの詳細については、後に紹介する。

(2)上級危機応答訓練

上級危機応答訓練は、24 時間の講義および演習によって構成されており、3 日間にわたる講習会において開講される。

この訓練は、基礎危機応答訓練を修了した者を対象とするものである。ここでは、NOVA の危機応答チームの具体的な活動の背後に存在する諸理論についての解説がなされたり、またより高度な技能などについての講義などがなされる。

(3) 訓練者のための訓練

訓練者のための訓練は、基礎危機応答訓練および上級危機応答訓練を修了した者を対象として開講され、その名称が示すとおり、危機応答チームにおける訓練を担当する者を養成するための課程である。40 時間の講義および演習によって構成され、5 日間にわたって開講される。

2 訓練課程の開催

上記の訓練課程は、全米の各地区のさまざまな機関からの要請に応じて、各地で開催されるほか、NOVA の主催によって全米各地においてそれぞれ年に数回開催されている。なお、これらの訓練に参加するためには、受講料を支払う必要があるが、その額は基礎危機応答訓練については 500 ドル、上級危機応答訓練については 450 ドル、訓練者のための訓練においては 750 ドルとなっている。

開催日程や申込手続きについては、NOVA のホームページにおいて情報を得ることができる。

NOVA の「基礎危機応答訓練」の実際

1 概要

この章においては、NOVA の「基礎危機応答訓練」がどのように行われるかについて、具体的に紹介しようとするものである。具体的には、先に述べた通り、報告者が参加した、平成 16 年 3 月 22 日より 26 日までの 5 日間に亘り、アメリカ合衆国オレゴン州ウィルソンビルで開催された「NOVA 全国危機応答チーム基礎訓練講座」の様子を紹介することとする。

講師は、NOVA の事務局長である Marlene Young の他 2 名が担当した。参加者は、26 名であり、その多くは地元オレゴン州内の郡の検察官事務所の被害者支援部門における被害者支援担当員であったが、その他警察関係者や学校関係者も数名参加していた。テキストとは、Marlene Young 執筆による、The Community Crisis Response Team Training Manual (Third Edition)⁽⁴⁾ である。これは第 3 章で紹介した資料(第 2 版)を、「2001 年 9 月 11 日のテロリストによる攻撃」の直後に派遣された NOVA の危機応答チームによる活動の経験を参考にして改訂されたものである。なお、書名は「マニュアル」となっているが、本書の最初に解説されているように、「実務用参照マニュアル」と「教科書」の両方の性格を有するものである。

2 内容

上記の「マニュアル」は、1,000 ページ以上のバインダー式の資料であり、ここにその内容の詳細を紹介することは無理であり、また本報告書の性格上からも必要は無いであろう。そこで、ここではその目次の項目のみを掲げることとする。

はじめに

第 1 章 危機応答の概観

第 2 章 心的外傷の反応 内部要因

第 3 章 心的外傷の反応 外部要因

第 4 章 危機介入

第 5 章 集団的危機介入

第 6 章 死亡および死亡告知

第 7 章 長期的ストレス反応

第 8 章 心的外傷後のカウンセリング

⁽⁴⁾ Marlene Young, The Community Crisis Response Team Training Manual, 1987, 1994, 1998, 2002, by the National Organization for Victim Assistance

- 第9章 精神的・宗教的な問題
- 第10章 危機応答チームの編成
- 第11章 危機的状況におけるメディアへの対応
- 第12章 危機発生前の現地における計画
- 第13章 集団的危機介入会合の模擬訓練
- 第14章 クラス報告：危機的状況における地域社会への応答計画
- 第15章 文化をめぐる問題
- 第16章 年齢構成 児童
- 第17章 年齢構成 高齢者
- 第18章 援助者のストレス反応
- 第19章 集団的危機介入の実践
- 第20章 ボランティア専門職としての危機応答担当者
付録

3 日程

上記の内容は、5日間にわたる40時間の講義および演習において教育される。その日程および時間割は以下のとおりである。

(1) 第1日

8時30分 - 9時30分

導入

9時30分 10時30分

危機応答チームについての入門的知識

- ビデオテープ
- 練習：「大惨事」をめぐる諸問題
- 休憩

10時30分 11時00分

ビデオテープの内容についての議論

11時00分 12時00分

危機反応の概略

- 心的外傷の概要
- 個人の反応の適応能力

12時00分 2時00分

昼食および小グループに分かれてのディスカッション

2時00分 3時30分

心的外傷の反応：内的要因

- 危機に対する身体的反応
- 危機に対する情緒的反応
- 心的外傷に対する脳の反応

3時30分 3時45分

休憩

3時45分 5時30分

心的外傷の反応：外的要因

- 時間的要素
- 空間的要素
- 役割に関する要素
- 大惨事の型
- 大惨事の与える影響

(2) 第2日

8時30分 - 9時30分

危機介入

- 危機介入の目的と意義
- 危機介入の諸要素
 - 「安全と安心」
 - 「表出と確認」
 - 「予測と準備」

9時30分 10時45分

危機介入の練習（小グループ）および休憩（小グループ毎）

10時45分 12時00分

集団的危機介入

- 集団的介入の目的
- 基本的モデルの比較
- NOVAモデルの説明

12時00分 1時30分

昼食および危機応答チームについてのディスカッション（小グループ毎）

1時30分 2時30分

死をめぐる諸問題の概観

2時30分 3時15分

死の与える影響

- 死に対する反応
- 死に関する不安
- 怒り
- 罪悪感
- 羞恥心

3時15分 3時30分

休憩

3時30分 4時00分

死と喪失

- 悲嘆のプロセス
- 悲嘆の型
- 心的外傷を生じさせる悲嘆
- 援助のヒント

4時00分 5時00分

死亡告知

- 死亡告知の技法
- 援助のヒント

(3) 第3日

8時30分 9時30分

長期的ストレス反応

- 概観
- 心的外傷後ストレス反応
- 長期的危機反応

9時30分 10時30分

ビデオテープ

10時30分 10時45分

休憩

10時45分 11時30分

心的外傷後カウンセリング

- 危機応答担当者による心的外傷後カウンセリングの諸要素
教育、経験および行動力
語り、再確認および付託
行動、支援および実現

11時30分 12時30分

危機における宗教的問題

- 宗教的問題の重要性
- 宗教的問題をめぐる議論のガイド
- 援助のヒント

12時30分 1時30分

昼食

1時30分 2時45分

地域危機応答チームの編成

- 危機応答チームの目的
- 危機応答チームの準備
- 現場における応答の過程
- 危機後の点検

2時45分 3時15分

メディアへの対応

3時15分 3時30分

休憩

3時30分 4時30分

地域における危機応答チームの準備

4時30分 5時30分

危機応答チームについて的小グループ打ち合わせ

(4)第4日

8時30分 10時30分

危機介入の模擬訓練

- 模擬訓練の目的
- 模擬訓練の活動
- 模擬訓練後の議論

10時30分 10時45分

休憩

10時45分 11時00分

質疑応答

11時00分 12時00分

事例研究の発表

- 発表の目的
- 発表と批評
- 成果

12時00分 1時00分

昼食

1 時 00 分 2 時 00 分
事例研究の発表（続き）

2 時 00 分 3 時 30 分
文化をめぐる諸問題

3 時 30 分 3 時 45 分
休憩

3 時 45 分 5 時 30 分
年齢をめぐる問題

（5）第5日

8 時 30 分 10 時 00 分
復習と質問

10 時 00 分 10 時 15 分
休憩

10 時 15 分 11 時 30 分
援助者のストレス

- ストレス反応の理論
燃え尽き
代理受傷
「同情による疲れ」
- ストレス反応の軽減
- 有効な対応方法

11 時 30 分 12 時 30 分
集団的危機介入の練習

12 時 30 分 1 時 30 分
昼食

1 時 30 分 3 時 30 分

集団的危機介入の練習（続き）

3 時 30 分 4 時 30 分

修了証書の要件

4 時 30 分 5 時 30 分

修了式

4 おわりに

わが国においても危機介入や危機応答についての文献が見られるようになったが、NOVA の訓練コースのように、総合的かつ実践的な訓練コースは開発されておらず、また実施されていない。

わが国においても、NOVA の訓練コースを参照するなどして、本格的な危機応答チームのための訓練コースが開発され、またそれに基づいて危機応答チームによる本格的な活動が行われることが期待される。